

松本市新村条里的遺構

—緊急発掘調査報告書—

1981.3

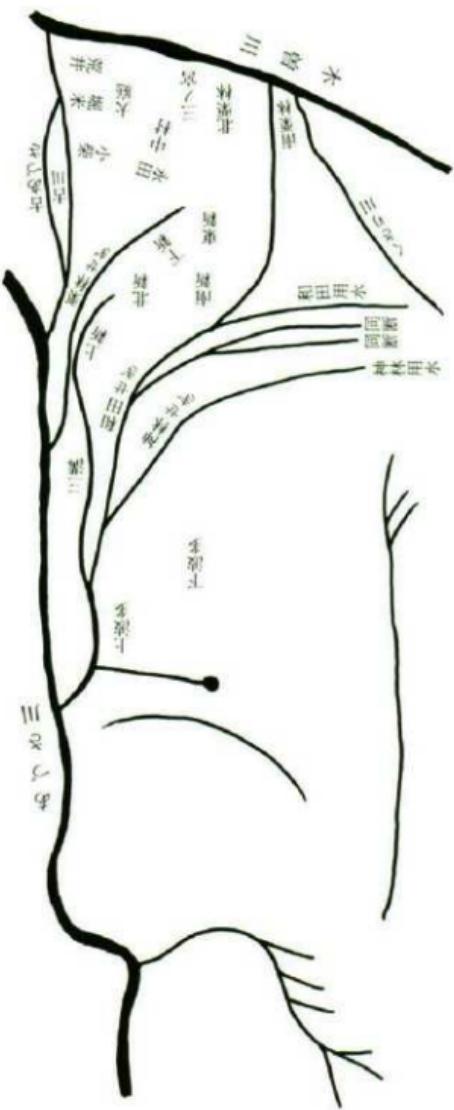
長野県中信土地改良事務所
松本市教育委員会

松本市新村条里的遺構

—緊急発掘調査報告書—

1981.3

長野県中信土地改良事務所
松本市教育委員会



古 四

序

新村地区は“あたらしの郷”ともいわれ、物臭太郎の伝説の地でもあります。あたらしの郷とは言いながらも、昭和53年度の新村、安塚地籍の発掘調査では、古墳時代末期の群集墳の発見など、実際には古くから拓かれていたことを思わせるものがあります。

この新村から島立地区にかけては、古代に計画的に開発された条里遺構が残っているといわれ、その様相よりして条里的遺構といわれております。この度新村地区県営は揚整備事業に伴い、本遺構の調査を行うこととなり、中信土地改良事務所より、松本市に調査の委託がなされ、市では日本考古学協会員の倉科明正氏に調査団長を、調査員には地元研究者の方々をお願いして調査団を編成いたしました。

調査は11月から本年にわたって行われ、秋とはいえ寒風の吹く不順な天候の中で発掘調査、水田の水がかり、古文書などと多面的に調べられ、それらをまとめたものが本書であります。

この資料が今後、地域の歴史の解明の一助と、文化財保護の気運醸成に役立つことになれば幸と存じます。

最後に今回の調査にあたり、ご理解、ご協力をいただいた調査団長をはじめとする調査員の方々、地元公民館、歴史研究会、土地改良区の方々など、関係各位に深甚なる謝意を表して序といたします。

昭和56年3月

松本市教育委員会

教育長 中島 俊彦

例　　言

1. 本書は昭和55年11月10日より12月19日にわたって行われた松本市新村条里的遺構の緊急発掘調査報告書である。
2. 本調査は松本市が長野県中信土地改良事務所より委託をうけ、更に新村条里的遺構調査団(団長 倉科明正)に再委託をして行ったものである。
3. 本調査にあたり、古文書類に関しては松本市新村 村山太郎氏、同所 竹内ひろ子氏及び新村出張所所蔵のものを閲覧し、その一部を複写、撮影させて戴いた。
4. 本書の執筆、文責はその文末に示した。
5. 本書の編集及び遺構、遺物の写真撮影は事務局が行った。
6. 出土遺物及び図類は松本市教育委員会が保管している。

目　　次

第1章 調　　査		
第1節 発掘調査に至る経過	1	
第2節 調査日誌	2	
第2章 遺跡の環境		
第1節 自然環境	3	
第2節 周辺遺跡と既出遺物	10	
第3節 歴史的環境	21	
第3章 調査結果		
第1節 調査の概要	31	
第2節 発掘調査	31	
1 第1号住居址	2 集石1、2	3 その他の遺構
第3節 表面調査	42	
1 用水と水がかり	2 地名	3 用水関係古文書
結　　語	50	

第1章 調査

第1節 発掘調査に至る経過

島立・新村にかかる条里的遺構については昭和33年7月、一志茂樹氏の歴史的調査により、その範囲を一応東西3,000m、南北1,500mとみており、そのため本地点内においては整備等が行われる場合は調査が必要である旨、県教委文化課においてもチェックされていた遺跡である。

昭和55年5月14日(火) 県中信土地改良事務所にて山本係長・箱山主事と神沢・大日向とで条里調査打合せ。工事は夏場施工で7月中旬に着工したい旨説明あり。

5月17日(金) 山本係長、市教委へ来庁、調査費総額を4,000千円とすることで申請する。4月に県耕地第1課より通知があり、圃場整備負担率を従来の教委負担20%を27.5%とすることで均一化をはかることとなったので、教委の補助事業分は1,100千円で、うち50%の550千円が国補助、165千円が県補助、市教委負担分は385千円となる。

9月25日(火) 山本係長来庁、新村は1haを夏場施工として行い、一部は10月終了を目指している旨説明。

10月28日(火) 中信土地改良事務所と業務委託契約を締結。しかし市では調査ができないため島立・新村条里的遺構調査会(会長倉科明正氏)に再委託することとする。

11月10日(月) 調査体制を下記のように整え、調査会(調査団)に再委託する。

団長: 倉科 明正(日本考古学協会員)

調査員: 大久保知巳、太田守夫、三村 鑑、山越正義、永田誠二、手塚克人、長岡 寿、柳沢孝雄、中川治雄、後藤芳孝、閔 通喜、熊谷康治

協力者: 濱川長広、吉沢酉己、大出六郎、矢野 翠、赤沢千晴、丸山輝清、村山良治、津田義雄、北野武男、古畑敏幸、古畑正臣、丸山正一郎、三村泉、平林彰、小口妙子、矢野礼子、百瀬嘉代子、篠宮正、臼居直之、山本紀之、小林節子、柴田尚子、土屋古婦美、青木良一、滝沢智恵子、土橋久子、内川和子、手塚寿美礼、藤森幾康、竹原学、塩原博之、田村秀則、丸山広、安塙弘明、矢花利幸、柴田信子、百瀬浩子、土橋伸子、降幡勇一、中堀雅英、中山玲子、上島脩、高橋由理、北原常夫、山田真一、浅田周一

事務局: 田堂 明(社会教育課長)、神沢昌二郎(社会教育課文化係長)、大日向栄一(同主事)
原田美幸(同臨時) (事務局)

第2節 調査日誌

- 55年11月10日(月) 晴 重機でトレント掘り。トレント土層調査及び周辺調査。
- 11月11日(火) 晴 昨日に続いてトレント掘削及び集石地点の拡幅作業。水路及び水がかり調査も続行。
- 11月12日(水) 晴 トレント拡幅作業続行。Aトレント1号集石発掘作業開始。
- 11月13日(木) 曇 1号集石掘り下げ及び集石洗い出し、測図。団長他2名は古文書調査にとりかかる。
- 11月14日(金) 晴 1住換出作業。集石側面調査続行。
- 11月15日(土) 晴 1住プランつかめず、トレント東側を拡幅し換出作業続行。トレント断面図作成。
- 11月16日(日) 晴 1住換出作業続行。Cトレント集石1、2の検出作業開始。トレント断面図作成。
- 11月17日(月) 曇 1住カット洗い出し及び測図、写真。集石1掘り下げ続行。
- 11月18日(火) 晴 1住平面図作成。集石1掘り下げ続行。
- 11月19日(水) 晴 1住床面及び柱穴精査するも検出できず。集石1洗い出し作業。
- 11月20日(木) 晴朝のうち露霧 集石1洗い出し続行、午後より測図。集石2検出作業開始。
- 11月21日(金) 曇後雨 作業続行するも雨となり、新村出張所にて図面整理等。作業員の現場作業本日にて終了。
- 11月22日(土) 雨 出張所にて遺物整理等。
- 11月23日(日) 曇 集石2検出作業及び集石1測図。
- 11月24日(月) 曙後晴 集石2検出及び集石1測図続行。
- 11月26日(水) 晴後曇 集石1測図。
- 11月27日(木) 晴後曇 集石2洗い出し作業。
- 11月28日(金) 曙 集石2洗い出し及び測図。
- 11月29日(土) 晴 集石2洗い出し及び測図。集石3検出作業開始。
- 11月30日(日) 曙 集石2測図。集石1たち割り。
- 12月1日(月) 晴 集石1たち割り後の遺物出土図作成。
- 12月2日(火) 晴 集石2測図及び写真。
- 12月3日(水) 晴 集石2たち割り作業。
- 12月4日(木) 晴 昨日に続き集石2たち割り作業。
- 12月6日(土) 晴 集石2断面測図。周辺表探及び調査。
- 12月7日(日) 晴 全体図作成。地層及び周辺調査。
- 12月9日(火) 晴後曇 周辺表探及び水がかり調査。
- 12月11日(木) 晴 周辺表探及び水がかり調査。
- 12月12日(金) 曙後雨 中途より雨が降り出したため出張所にて図面整理及び道具の手入れ等。
- 12月13日、14日 手分けして周辺調査及び地層調査を行う。
- 12月15日(土) 曙 現場作業終了のため道具かたつけ、整理等。
- 12月19日(水) 晴 発掘器材運搬作業。
- 56年1月9日～ 整理作業にとりかかる。

(事務局)

第2章 遺跡の環境

第1節 自然環境

遺跡の自然環境として関係をもつものは、地形（水利）・土壤・気候・植生であるが、本遺跡では、その中でも広く展開する地形面と、厚い土壤とが注目される。気候や植生は既にこの地域が古代から開発されているので、土壤の包含物より推定しなければならない。本遺跡は梓川の広大な扇状地面にある（地形面の形成については後で述べる）。従って本遺跡に厚く広がる土壤も、その下層にある砂れき・れき層も、梓川の度重なるはん蓋のたい積物である。

そこでまず、そのたい積物やたい積状況から述べ、自然環境特に地形（水利）・土壤と本遺跡との関係に及ぶこととする。

1 たい積層

本遺跡の耕土は壤土で、60~70cmの厚さをもっている。一部には1mを越えるところもある。地層（土層）の断面は第1図-(1)に示す通りである。すなわち、上層部は作土と考えられる黒灰色土・灰白色土で、その最下部に小円れきを混えている。この層の中から土師器片が採集されることがある。

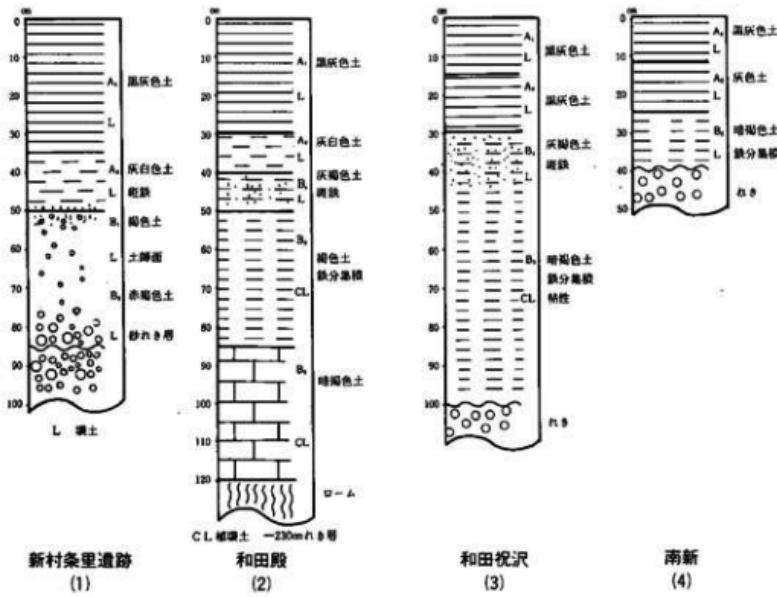
下層部は褐色土または赤褐色土で、下部にいくに従い小円れき、中円れきを混え、その最下部では中円れきになっている。途中レンズ状の砂層を挟んだり、あるいは最下部まで土層の場合など変化が多い。褐色土層は下部はほど赤褐色に変り、含まれたれき・砂層も赤褐色に染まっている状態が顕著である。この層の赤褐色部のれきまで食いこんで、土師期の遺跡が発見されている。

最下層部は青緑色のれき層・砂層で、上・下層部とは不整合の関係のように見える。一部鉄分に汚染されて、連続関係にも見える。

これを土壤層位と比較してみると、黒灰色土はA₁層、灰白色土はA₂層、褐色土はB₁層、赤褐色土はB₂層に相当すると考えられる。

すなわち、A₁層は水田に利用されている部分で、厚さは表面より30~35cm位、腐植を残している。A₂層は水田用水によって溶脱し、漂白された15~20cm位の層である。土質はA₁層より粘土分が多くち密になっている。B₁層はA₂層との間に、はん鉄と呼ばれる鉄分の沈殿が縦に並んでいるのが明りょうに見える。これは溶脱された第一鉄や二価マンガンが、下層の酸化層に達したものである。

B₂層はB₁層と同様な集積層で、腐植を含まず、地下水の影響も受けない酸化層に当り、B₁層より鉄分が多く、赤褐色一部暗赤褐色に染まっている。またれき層の赤褐色または暗赤褐色の部分が、



第1圖 地層圖

固結している場所も見える。新村地区の人の話では、地面を掘り下げた場合、必ずこの赤褐色の固いれき層に当り、これを抜くと青緑色の砂れき層に達するという。また排水が極めてよくなるという。

最下部の青緑色の砂れき層は、G層（グライ層）と思われるような状態で、上層の褐色土・赤褐色土とは土壤色を明りょうに異にし、鉄分の還元状態を示している。この層はA・B層とともに、新村・和田・島立に及ぶ広い範囲に分布している。しかしこの附近は地下水の低い所であって、この層が滞水層とは考えられない。従ってこの青緑色は、他の原因によるものであろう。

そこで、このたい積層を三層（A・B・れき）とみるか、二層（A・Bとれき）、または連続層とみるかによって、たい積環境や地形面形成の見方が変わってくる。すなわち、土壌色よりみれば、三層とも色相を異にしている。しかしこれを三層とすれば、各層は不連続となり、そのたい積時階を異なることになる。一方たい積状態よりみると、少なくともA層とB層は、不整合の関係に見られない。現在、色相を異にしているが、同時たい積のものである。たまたま長期の水田作土となつたところから、作土と心土の関係が生じ、 $A_1 A_2 B_1 B_2$ の土壌層位を示したものと解釈した方が妥当であろう。この状況は広く和田・島立・新村の地区に見られ、この現象は、乾田で稻作を毎年繰り返し維持するので、次第に作土中の鉄やマンガンが多量に集積したものである。

次にA・B層と最下部層の砂れき層との関係をみると、B層は褐色土層で底部は主としてれき層、

上中部はわずか円れきを混える土層に対し、砂れき層は土を混えない見事に洗われた砂やれきで、還元状態の青緑色を呈し透水性にとむ。この青緑色の層と同様と見られるものが、新村・和田・島立地区の外、奈良井川の両岸の笠置・芳川地区等の水田や畠地の、地下2m前後に見られるところから、A・B層とは時階を異にしたものといった方がよいであろう。

2 たい積物——れき

土層や砂れき層に含まれているれきは、いずれも梓川上流の古生層起源のものである。れき種は砂岩・粘板岩・チャート・輝綠ぎょう灰岩に花こう岩・ひん岩・安山岩である。数の多いものは砂岩・チャート・粘板岩で、形の大きなものは花こう岩、小さいものは安山岩である。一般に大れきは $25 \times 10 \times 30 \times 15\text{cm}$ 、中れきは $10 \times 8\text{ cm}$ 、小れきは $2 \times 3\text{ cm}$ 以下のものが多い。砂は石英粒が多い。

また花こう岩の大れきが、住居跡と思われるところやB₁層に、数個または単独に存在するが、これは後で人の手で運ばれたものであろう。砂れき層にあるものは中れきで、風化していないのが特徴である。

3 たい積の異常

上記のたい積状況を一般的に考えて、これと違ったたい積状況をあげると、まず下層より作土層(A₁)近くまで、砂れき層またはれき層が及んでいるのが見られる。遺跡の広さにくらべてトレーナーの面積がわずかであるので、その連続を追跡することは難しいが、土地の傾斜方向と平行なものは自然流と考えられ、たい積の高低の違いから生じたものであろう。たまたま傾斜と交わる方向のものや、花こう岩の中・大れきが存在するのは、人工物の疑いがもたれる。更に著しいものは、現在のせぎに平行し、その南傾を走るたい積物がある。これは南北の三本のトレーナーを、層の厚薄はあるが貫いている。上より作土40cm、れき層(最大れき $20 \times 10\text{ cm}$)、砂混りれき層(褐色、 $4 \times 6\text{ cm}$)、褐色粘土層70cm、砂れき層・小れき層(黒灰色)30cmのたい積を示している。部分的に70cm層は北へ傾いている。(詳細は考古学調査に譲る。)

これを現在のせぎの状態と比較してみると、現せぎでは上部は地形面より一段高くたい土があり、その中央をせぎが流れている。せぎには厚さ30cmほどの小円れきがたい積し、更にこの流れとたい土の下は無層理の砂や植物質、その底に粘土層がたい積している。下部は赤褐色のれき混り土層であるが、砂・植物質を取り囲むように粘土層が存在する。これらを比較すると類似性もみられるが、果して条里造構と関係あるものか、他の条件が整わなければ判断できない。また同じ現在のせぎの北側に、極めて厚い土壤のたい積があるが、かつての流れの浸食による落ち込みと、その後の埋積であろう。

4 地形面の形成

梓川扇状地の地形面については、上流の段丘地形において、右岸に四面(波田・森口・上海渡・押出)、左岸に三面(八景山・丸田・岩岡)が分類・対比されているが、中下流の地形面については、

まとめて述べられたものはない。それは広い沖積はん氷原に、たい積層を観察できる段丘がいもなく、また開拓されて耕地や集落等の居住圏となり、最も必要とする地下の地層断面が得にくいためである。

さて本遺跡の位置する新村及び周辺地域には、上海渡面や押出面の連続と考えられる面を含めて、三面の地形面が見られる。ただこの地形面も下流域になると、下位面の影響で判定しにくい場所が存在する。これを地形面の境界をもって示すと、次のようになっている。

(1) 地形面の分布

第一面

根石・安塚・南新をのせる段丘がいの上位面で、上海渡と続くが、その後の面と考えられるものである。詳しく述べると、三溝から続く段丘 ($N60^{\circ}E$) が根石より次第に高さを減じ、国道158号線北 ($N70^{\circ}W$)、新村駅北・小野神社北 ($N80^{\circ}W$) を経て東新の西で終る小がいである。この段丘上有にある根石・安塚・南新はローム層をもつ森口面の三溝に対し、いずれも表面は砂礫土（根石・安塚）、礫土（南新）、 $20\sim30cm$ でれき層となり（南新では $40\sim100cm$ 以下）、下層にローム層を挟まない沖積層である。この地形面の広がりは、和田地区に及ぶと考えられるが、新村と和田地区との間に地形の変化が見られるので、後に述べる。この面には安塚古墳遺跡、根石・南新東に土師期の遺物が発見されている。（第1図-4）

第二面

本遺跡のる面で、根石・安塚・南新面の下位として、押出面に続くものと考えられる。この面と第三面とは境界が不明りょうになるところがあるが、上新・北新・下新・東新にわたる広い範囲で、更に島立に及ぶものと考えられる。下新から高岡中学校の間には、自然堤防状の地形や連続する高まりがあるが、これがその後の河流の移動に伴ってできた一種のがい（崖）であろう。

根石の段丘がい下から、上新・北新・下新の博（くれ）木川沿い近くは、表面が砂礫土 $30cm$ 程でれき層に達する。この附近には博木川の影響する部分が帶状に続く。国道を越えて南に行くに従い、土屢は深さを増しれき層に達するには $50\sim80cm$ となり、 $1m$ を越えるところもある。その延長は東新・島立・和田地区へ広がる。

第三面

この面は博木川の流域で、現河床とは時階の差のないものと思われる。倭橋上流 $500m$ の地点よりはじめり、奈良井川の左岸に及ぶが、下流は島立荒井から島内新橋に広がる。町・小柴・堀米は、第二、三面の錯そうするところである。表面が砂礫土、砂土で、 $20cm$ 以下でれき層に達する。国道近くになるに従いれき層まで $50cm$ 前後にかわる。考古上の遺物が発見されていないたい積層である。

隣接地区の地形

先に第一面の広がりを和田地区に求めたが、この地区は新村地区と相当異なった地形を示してい

る。すなわち和田地区を地形上からみると、明らかに波田・森口面（梓川・唐沢川）の延長上に存在する。それは下部砂れき層の上に、厚いローム層をのせていることが共通している。蘇我・衣外・中・南和田及び太子堂の一部に存在する外、和田町・下和田まで延び、一部は砂れき層によって挟まれている。この状態は新村・島立地区ではみられない。

次に注目されるのは、芝沢左岸の低地である。この低地は下三瀬附近を起点に N60°W、N70°W、E-W と方向を変え、根石・安塚・南新と、蘇我・衣外・和田町の間を、やがて祝沢となり、境を経て南栗に達している。ほぼ東西性である。一方和田地区の基底である、波田・森口面を流れた旧河床を示す低地は、N50°~70°E の方向で、明らかに形成の時階を異にしている。従ってこの低地は、第一面の形成と同時階に浸食・たい積の行われた地形で、恐らく上海渡面かそれに近いものであろう。殿・中・南和田では縄文期・土師期の遺物、太子堂及び三間沢川周辺でも縄文期・土師期の遺物が出土している。

島立地区は鎮川沿いの一部を除いて、すべての下流域に当るので、各面の影響が錯そうしている。大体国道より北は第三面、町・永田・中村・大庭・三の宮・北栗は第二面、南栗・北栗は第一面の影響を受けている。表面流は東～北東を示しているが、たい積層から推定できたものも同様である。安定した水利があったためか、三の宮・北栗・南栗には土師期の遺物が集中している。また縄文期の遺物も発見されている。

(2) 地形面の成立

地形面の成立の順序は、波田・森口に次いで第一・第二・第三の面である。

波田面：

波田面は八景山面とともに、松本盆地の陥没によって生じた梓川扇状地の広大な埋積頂面である。

森口面：

森口面は盆地の上昇に伴い、波田・八景山面を開析してできたたい積層である。この地形面は左岸にないので、当時の流れは専ら東方（松本市）へ及んでいたとされている。

実際に波田・森口面の基底れき層は、松本市街や神林地区市上水道源の地下ボーリング資料に、存在を確認されている。和田地区ではローム層の下に、その上層のれき層が存在する。ローム層は波田・森口面と、次のローム層をもたない上海渡面・丸田面のたい積層とを区分し、前者を洪積層、後者を沖積層としている。従って上海渡面は1万年前の前後となる。

上海渡面と第一面

上海渡面は上海渡・鍋割ののる面で、左岸の丸田面（丸田・立田・大妻）に対比されている。左岸に広く分布し、右岸には段丘沿いに狭長な形で残されているに過ぎないため、当時の流れは、森口面を浸食し、北方安曇平の方向へ向ったと理解されてきた。しかし安曇平の主要部分を占める丸田面及びその連続面、奈良井川や鎮川扇状地のこの期のたい積面（層）の広さから考えると、上海渡面は明らかにきん少である。更にこの面の形成が、沖積世前半の長い期間にわたることからも、

上海渡面と第一面との関係がでてくる。もちろん丸田面・上海渡面・第一面の成立時階には、多少のずれはあるはずである。現在上海渡面と第一面は森口の北で連続が切れているが、段丘がいの上にあることで連続の可能性がある。下三瀬・根石附近を第二の扇頂として展開したものとすれば、和田・新村地区の地形形成が理解しやすい。芝沢の左岸に続く低地もこの時期を形成のはじめとすれば、小海渡面・第一面の形成は長期にわたるので、ローム層を次第に浸食し、現在のたい積を作り上げたことが説明できる。これを地層にみると、砂れき層は蘇我北の芝沢で地下60cm以下、和田学校西100cm、和田町西祝沢100cm、和田町北西芝沢70cmに存在していることがわかる。同様な地形が丸田面上にも残されている。かつてこの低地は、梓川と鎮川との接触面と説明されていたが、ローム層下のれき層が梓川であることがはっきりしている現在は、現鎮川を接触面（ほう合帶）とした方が、鎮川扇状地の形成も説明がつく。この地帯はむしろ、三間沢川の流路であったと考えられる。鎮川のれきは新しいものである。もちろん地表面に対する浸食、部分的たい積が相当長期にわたっているので、原地形をすべて推定することは困難である。

このように考えてみると、当然下三瀬・根石における取水の土木技術が発達しない限り、この地域（三間沢川・鎮川沿いを除く）への水利は不可能になる。そこで芝沢が計画用水として出現し、高所を流れていることが理解できる。この技術獲得の時期が条里制をどこまでさかのばるか、周辺の遺跡・遺物の出土状況によろう。三間沢川沿い及びその延長地域を除いて、縄文期をはじめとする遺物に乏しいのは、その辺を物語るのかもしれない。（第1図一(2)、(3)）

本遺跡ののる第二面

第一面に対し比較的取水しやすいのは第二面で、自然流も期待できる。この面は丸田・上海渡面を浸食したい積した押出面に続くもので、岩岡面とともに段丘上の各面の扇頂を下流に移動させ、複合扇状地とした方が適当である。第一面より次第に扇を北に移し、岩岡・新村間に展開したものであるが、度々のはん疊で河道を変えたため、かえって自然流を取り入れやすかったであろう。博木川も主河道となる以前も自由河流として存在したものであろう。島立地区の縄文期遺跡・土師期遺跡の中は、扇状地の末端において、この自然流を巧みに利用したものといえる。島内地区で高松以北の集落がのる自然堤防はこの時期の末期の産物で、土師期の遺物が出土するところから、すでに土師期には洪水の難が避けられていたのであろう。遺物・遺跡の発見をみない場所は、この時期にははん疊を受けていたか、極めて新しい時代のはん疊で、地下深く埋没したか、流されたかである。

条里制の時代には、第一面も第二面もかんがいできる土木技術を、すでに持っていたであろう。

第三面

第二面に続くこの面は、博木川のはん疊原で、博木川は最近まで分流として利用されていた河道である。松島中学校の敷地下一帯には、膨大な大れきがある。

5 まとめ

以上を総括しまとめると次のようになる。

- (1) 本遺跡周辺の地形面は次のように区分できる。①第一面(根石一安塚一南新及び和田)、②第二面(上新一北新一下新一島立)、③第三面(博木川の沿岸)。
- (2) 本遺跡は第二面の厚い壤土(60~70cm、1mを越えるところもある)のたい積層中にある。
- (3) 厚い土壤は土壤学上のA₁A₂B₁B₂の層が明りょうで、特に集積層における赤褐色・暗褐色土が厚い。水田の長期利用の結果とも考えられる。
- (4) B層は下部ほどれきを増し、砂・れきとも赤褐色に染っている。この砂れき中に土師期遺跡がみつかっている。
- (5) 集積層の下は、青緑色のよく洗われた砂層や砂れき層で、還元状態を示している。集積層と青緑色砂れき層は、新村及びその周辺に共通に分布している。
- (6) たい積物に含まれるれきは、梓川上流の古生層起源の砂岩・粘板岩・チャート・輝綠ぎょうかい岩に、貫入・へい入岩の花こう岩・ひん岩と噴出岩の安山岩の円れき(大れき25×10cm・中れき10×8cm・小れき2×3cm以下)である。砂には石英粒が多い。
- (7) 花こう岩の大れきで、住居跡やB₁層に数個または単独で存在するものは、後に運び込まれたものである。
- (8) 条里遺跡としては、自然たい積の中に異状な状態を発見することにある。実際には前述のような状態がみられるが、詳細は考古学調査に譲る。
- (9) 条里遺跡にとって、深い関係をもつ自然条件に、水利(取水・導水・排水などのかんがいの仕組)である。本遺跡のるる第二面は押出面に連続し、現河床に最も近く、自然流やわざかの土木技術でも、取水・導水の可能性をもっていた。その点第一面より技術的には容易であったであろう。
- (10) 次に重要な自然条件は、土壤の厚さ・肥よく度・土性であるが、河川たい積物や河川たい積物となつたローム質土壤は、適当な保水性・透水性をもち、緩かな傾斜と地形面の広さとあいまって水田の「しき」を成長させていった。
- (11) 当時の気候や植生は、土壤の包含物より推定しなければならないが、有機物に乏しい河川たい積物なので、むずかしいようと思われる。別途に行われている花粉分析の結果を待たなければならぬが、現種と余り違ひはないかもしれない。
- (12) 地形面の形成には地盤の上昇下降などの地質構造上の問題があるが、古气候とは密接な関係をもつ。更に居住圏はその制約を受けている。従って平坦地の遺跡の取扱いについては、地形の変遷、遺跡・遺物等の出土状況を汎(はん)気候(縄文海進~前期、縄文小海退~後期、弥生海進、古代海退5~11世紀)、小気候とを関連づけ地史的に検討をする必要がある。 (太田 守夫)

参考文献 東筑摩郡松本市誌第1巻自然篇、第2巻歴史上

註(1) 花粉分析については信州大学酒井潤一助教授にソバの有無について調査をしていただいたが、ソバは検出されなかつた。

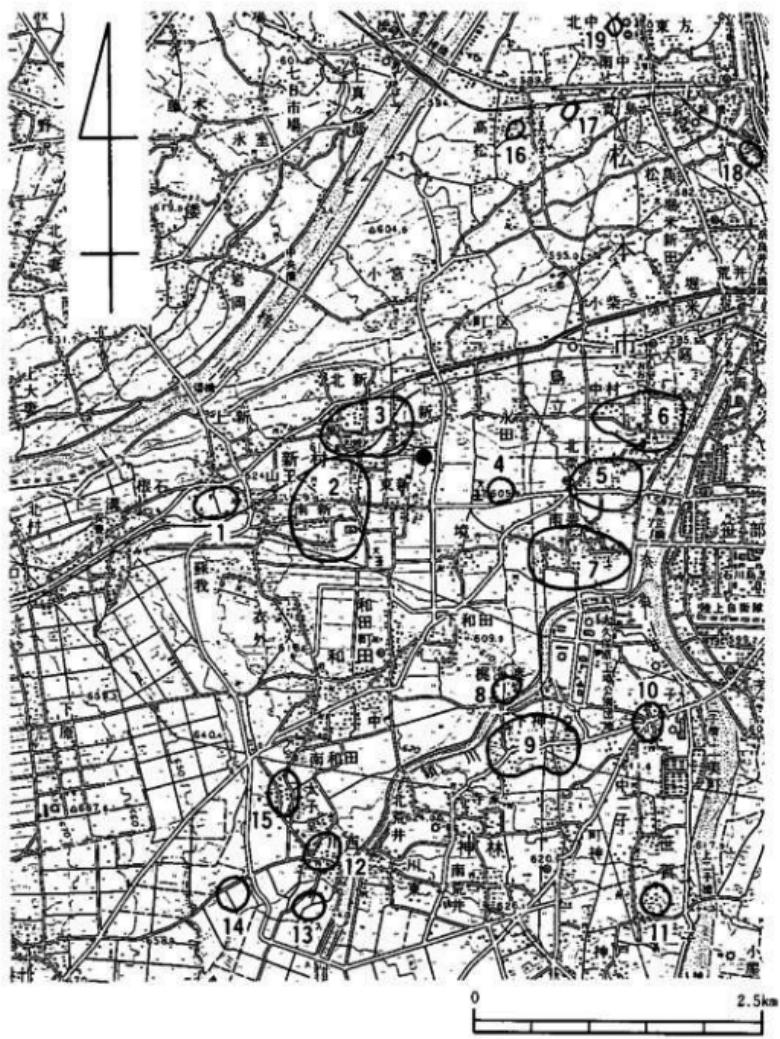
第2節 周辺遺跡と既出遺物

1 周辺遺跡（第2図）

松本市の西部、奈良井川左岸は水田が多いこともあって調査された遺跡は少いが、水道工事や住宅建設の基礎工事等により散発的に遺物の出土をみている。新村地区では梓川の影響がつよく、その氾濫原のため遺物包含層が深い。西の方からみると昭和53年に発掘調査をした安塙古墳群がありその範囲は400~500mである。その東側約1kmの秋葉原では昭和20年代後半に堆石塚より須恵器が出土している。秋葉原の南の本村では土師期、本郷・北新の集落からも平安期の遺物の出土をみている。島立に入ると高岡中学校のプール建設時に地表下1mあまりで土師器が検出され、北栗神社周辺では土師器・須恵器・灰釉陶器が耕作により出土している。奈良井川左岸の三ノ宮神社周辺の三ノ宮遺跡では土師器・須恵器・灰釉陶器が、月見橋西側の北栗遺跡では“はば”の採土の際に縄文中期土器と土師器等が多量に出土しており、その範囲は南栗の堀川あたりまで広がっているようである。南栗部落の擬宝珠や堀川に沿った道路では水道工事の際に土師器の出土があり、南栗神社の北側の水田では昭和20年代の整備事業で土師器や甕が出たといわれており、神社の東側のやや高い畠からは土師器・灰釉陶器の他、中世陶器片が表面採集されている。更にその南の神林桜海渡部落では地下1mあまりより土師器や鉄滓が出土したとの話もきいており、鎮川を渡った神林の下神では、中道・中松原・若宮などから地下1mあまりより土師器・須恵器の出土が記録されており、その東方大久保工場団地からは縄文時代の打製石斧が採集されている。神林では他に町神で中世陶器、鎮川を渡った西の川西では集落内で平安時代かと思われるが遺物の出土が伝えられており、昭和30年代の川西開田の際にには縄文中期土器・土偶・石器と平安時代の土師器・灰釉陶器等の出土があり、ほぼ同時期に開田の行われた和田境の三間沢川左岸遺跡でも土師器・灰釉陶器が出ていている。和田へ戻って太子堂では石鎧、土師器、町区では住宅建築の際に須恵器杯が7枚程発見されている。条里という時代を頭においてやや巨視的に周辺遺跡を見直してみると、奈良井川の西、つまり左岸では山形村における淀の内・中町立道・下村・本郷・下原・三夜塚・三間沢川左岸・南野尻・三間沢川右岸の各遺跡があり⁽¹⁾、土師器・須恵器・灰釉陶器が出土している。位置的には現集落と重なるか、あるいはそれ以下の標高660mあたりまで下ってきている。

波田町では下島・下原・平林・中下原・北浦・巾下・上海渡・寺山・見付久保・元寺場（若沢寺址）、葦原等の遺跡があり⁽²⁾、これは波田町の遺跡の大半であり、また位置的には山中の元寺場は別として、標高は850m~650mにわたる。この山形村・波田町をみると発掘調査が行われていないこともあって、いずれも単発的に発見されたにすぎず、集落としてはつかんでいない。

一方奈良井川右岸では南に塙尻市の平出遺跡があり、古墳・平安時代の堅穴住居址が49軒検出され、田川沿岸の高出遺跡から花見・日向原遺跡一帯にかけては土師期の大集落のあったことを伺わ



- | | | | |
|----------|---------|------------|----------|
| ① 安塚古墳群 | ⑥ 北栗遺跡 | ⑪ くまのかわ遺跡 | ⑯ 高松遺跡 |
| ② 秋葉原古墳群 | ⑦ 南栗遺跡 | ⑫ 川西遺跡 | ⑰ 南中遺跡 |
| ③ 新村遺跡 | ⑧ 樱海渡遺跡 | ⑬ 川西開田遺跡 | ⑯ 宮瀬本村遺跡 |
| ④ 高綱中遺跡 | ⑨ 下二子遺跡 | ⑭ 三間沢川左岸遺跡 | ⑮ 北中遺跡 |
| ⑤ 三ノ宮遺跡 | ⑩ 下二子遺跡 | ⑮ 太子堂遺跡 | ● 発掘地点 |

第2図 捜査位置及び周辺遺跡図

せているし、内田原からも平安時代の住居址18軒が検出されている。この他、平地においても多数の遺跡が該期に存在している。⁽¹⁾

松本市に入るとやはり田川沿岸に多く、主なものを拾いあげてみると、平田本郷・出川（南松本駅周辺）の他神田・筑摩・三才・県と東寄りに多い。他には奈良井川右岸の城山、宮沢にもある。このようにみると平安期の集落はほとんど現集落に重なって存在したこととなり、条里的遺構をもつ、島立、新村周辺の人々との交流はどうであったのか、あるいは信濃国府との関係など周辺遺跡から探り得るものがありはしないかとも思われる。

（神沢 昌二郎）

2 安塚、秋葉原古墳と既出遺物（第3、4図）

新村地区における古代以前の考古学的資料については、明確なものとして、安塚地区の古墳群の存在が挙げられ、又、昭和28年の発掘調査によって出土した南新小野神社西の秋葉原遺跡の遺物が日本民俗資料館に保管されている。その他、不確実ながら新村地区内には今後注意るべき考古学的資料として、約10件程あげられているが、これらについては、「松本市新村安塚古墳群緊急発掘調査報告書」⁽²⁾において述べてあるのでここでは省略する。その後本報告書で附記すべき特別な資料には恵まれていない。依って本項では既調査によって明らかにされた安塚古墳群の内容要約、そして日本民俗資料館に保管されている秋葉原出土の遺物等について詳述し、報告にかえたい。

新村安塚古墳群

新村安塚地区では、去る昭和53年11月県営は場整備事業にともない、古墳群の緊急発掘調査がなされた。調査された古墳は9基に及んだが完存ではなく、そのいずれもが水田開拓における破壊をうけて外観上よりの遺構は全くつかみ得ない状態であった。安塚の地名からしても該地区にはまだまだ多数の古墳が埋蔵されていることが予測されるが今回調査された9基について主な古墳の概略を記すと下記の如くである。

第2号古墳

50cm内外の偏平な花崗岩を用い、東西1m、南北3mの橢円形に、西側では4段の石積が残されていた。内部南側より欠損品ではあるが須恵器の図上復元が可能となった、糸切り平底の壺1個（第3図7）北側より人骨が出土している。

第5号古墳

横穴式の石室を構成する用材は、厚さが20cm前後、横巾と長さが20~30×40~50cm前後の偏平な花崗岩が使用されている。石室の主軸は、北13度西を向き、現存の全長は約8.35mであった。横巾の広狭等から、ほぼ280cm間隔に三室に分かれるものと考えられ、南開口となって、北へ前室、中室、奥室の順となる。奥室の巾は奥壁部のみ115cmとなり、他は130~145cmのひろがりをみせ、中室は110~120cm巾と狭くなり、前室は中室に近い北側で115cmを数えるものの、南端部では左右の壁を開拓して、170cmとその開きの度を増す。残存の壁高は、奥壁部の石が3段積で約45cm、西壁部の石は2~3段で約40cm、東壁部1~2段で約40cmを記録していた。石室内の副葬品は、そ

のまま残されたものと、古墳破壊時に石室外へもち出されたと思われる遺物が、同古墳の入口に接する南西部と南東部に集中して検出された。それらの主なる人骨、副葬品等の遺物をあげれば、人骨1体分、金環1、直刀3、刀装具1、鐵鎌片25、土師器の高杯(内面黒色研磨)、須恵器の杯(完形3を含む)、杯蓋、壺、皿、高杯、壺、甕等破片を主として、多種にわたり、数量的にも多かった。

第6号古墳

横穴式の石室の全長は8.1m、横巾は入口1.8m、奥が1.2mと若干せばまる。石室は側壁に立石があり、3室に分割され、前室の長さ3.1m、中室2.2m、奥室2.8mとなる。用材は偏平な花崗岩の河原石が使用され、2~5段の石積が残り、その壁高は約70cmとなる。石室は内面に少しづつせり出した、持送り状に積まれたものと推考される。奥室に少量の骨が発見された他、副葬品とみられる遺物としては、土師器の杯、高杯、須恵器の杯(完形品2を含む)、杯蓋(完形品1を含む)、壺、甕の各破片が検出される。他の古墳に比し、遺物の量はやや多かった。

第8号古墳

この古墳は、他の古墳に比較して、石室の下部に大きな河原石が用いられており、安定感を与えたが、その上部面の積石は大小あってやや不揃であった。やはり横穴式の石室で、側壁高は約1m位残されており、少しづつせり出し状に積まれていた。残存状態は最もよく、全長9.7m、入口の巾1.25m、奥の巾1.2mで、中央部分が少し狭くなるつくりであった。側壁の立石により、前・後室の2室に分けられる。この古墳は南側に掘石が半円状に残り、墳丘の規模が推定できたが、それによると径は約11mを数える。又、盛土の崩れを防いだとみられる石列が、入口西側の上部に並べられて、伸びているのが発見された。この古墳よりの出土遺物は次の如くであった。土師器の杯(完形品1を含む)、高杯(内面黒色のものを含む)、甕の各破片、須恵器の杯(完形品1を含む)、杯蓋(完形品1を含む)、高杯(完形品1を含む)、壺、甕、長頸壺の破片等の器類と、直刀、資金具、鈎帶金具、鐵製紡錘車各1及び金環4、勾玉2、鎌の一部と思われる鐵製品若干が得られた。この中で鈎帶金具は8世紀代に位階六位以下の下級官吏が使ったものとみられる点で、古墳構築時期の解明に手がかりを与えている。

以上の如く調査された9基の古墳等の年代的位置づけについては、その副葬品の帶金具の製作年代よりして、8世紀前半を中心とした構築年代を推定している。

安塚古墳群出土土器

前述のように各古墳から多種多様の土器が出土しているが、ここでは器形が明瞭にわかる一括品と特殊な器種を図化呈示した。5のみが土師器、他はすべて須恵器である。器種としては、蓋・高杯・杯・細頸瓶・長頸壺・甕がみられる。第3図1・2は須恵器の蓋で、1は第8号墳、2は第7号墳からの出土品である。1は底径16cmを測り、色調は暗灰白色、擬宝珠型のつまみとやや反り気味の天井周辺部、屈曲部に特徴がある。天井部中央には回転ヘラケズリが施され、この時の土器の回転方向は器体正位で左回りに観察される。2は底径15.5cm、色調は青灰色を呈す。天井部はゆる

やかな丸味をもって端部に至り、つまみは頂部中央がやや尖るが全体的にはへこむ形のものである。天井部中央の回転ヘラケズリは器体正面で右回りに観察できる。3・4は須恵器の高杯で、3は第5号墳、4は第8号墳の出土品である。3は杯部の大半を欠き、底径7.7cm、杯部の一部に淡緑色の自然釉をもつが、全体的に暗灰色を呈している。4は、口径11.7、底部8.2、器高8.3cmを測る完形品で、色調は脚部外面が黒色から赤黒銀を呈し他は暗灰色である。脚上部に2本の沈線が横走し、脚端部は面取り状に直立気味になる。杯部と脚部を別々に成形し、脚上部を絞って細くしたのち接合したとみられる。5～9は杯で、5が第8号古墳、6が第5号古墳、7が第2号古墳、8・9が第7号古墳出土品である。5は図示した唯一の土師器で、口径10.6、器高4.1cmの完形品である。内外面ともに粗い横位のヘラミガキが施され、特に外面底部一帯はケズリの後に施されている。内面は黒色処理され、口縁外周部の一部とともに黒色を呈している。他は暗赤褐色である。6は口径11.4、器高4.1cmを測り、色調は暗灰色、口縁の一部と底部外面に欠損がある。体部と底部の境界外面に沈線を伴った強い稜をもつのが大きな特徴で、九底気味の底部にはヘラ切りされた如き跡があり、更にハケメ状の調整痕が重ねられている。内面底部中央は異常に窪んでいる。7は口径13.1、底径6.4、器高4.2cmを測り、色調は暗灰白色、口縁部がり、底部は完存する。底部に回転糸切り痕を残し、更に「下」の字の様な墨書きがある。8・9はいずれも有台の杯で、8は口径11.5、底径7.6、器高3.8cm、9は口径12.4、底径8.7、器高4.1cmを測る。色調は8が青灰色、9が暗灰色を呈し、いずれも底面をヘラケズリ調整されている。9の底部は高台よりも下へとび出し、非常にすわりが悪くなっている。第4図10・11は細頸瓶である。10が第8号墳、11が第5号墳出土で、いずれも特徴的な器形から器種を推定した。10は頸部以上を欠き、胴部側面に沈線が一周している。横に寝かされた形で回転ヘラケズリを施されており、成形は胴部を横にした形でクロコ成形し頂部に粘土円板を貼りつけてやや偏平な球体をつくったのち、その側部に穿孔して別に成形した頸部を接合しているとみられる。11は口頸部のみであるが、特徴的な稜と沈線が決め手となった。12は第5号墳出土の長頸壺で、胴部肩の稜以下を欠損している。口頸部は細長く、ラッパ形にすなおに開く形態をとり、内面にしづり痕が観察できる。13は第8号墳出土の小形の壺で、肩が張り口縁端部が面取りされている。色調は暗灰色を呈し、外面にまばらに平行タタキ目がのこっている。

秋葉原出土遺物

秋葉原遺跡は昭和28年4月10日に発見された。当時の消息によると同所の畠地下1m、広さ約7m²、円形の偏平石が階段状に敷き詰められていて、その間に須恵器の遺物などが埋蔵されていたとのことである。このとき出土した土器類が、日本民俗資料館に保管されて今日にいたっている。⁽⁴⁾これらの土器類はいずれも破片ばかりであり、その総数は大小合せて64を数える。中、これらは土師器1、須恵器41、灰釉陶器22の内訳であり、他に古銭（寛永通宝）1、骨器破片1の出土となっている。これらの遺物の中、報告書に活用し得る資料は少なく、古銭を含め僅か20件である。土器類は土師器片1、須恵器14、灰釉陶器片4を採用したが、器の種類別では、壺、塊、壺蓋、罐、甕、

瓶が挙げられる。以下種類別に遺物を整理し、各資料について報告したい。

土師器（第5図1）

土師器に含まれるものは、僅かに1例を数えるにすぎない。1が該当するが、内面黒色、外面褐色を呈する杯とみられ、外反する口径は16cmを記録する。

須恵器（第5・6図2～18）

須恵器に含まれるものとしては、2～18が該当し、杯2～8、杯蓋10・11が挙げられる。いずれも青灰色を呈し、器厚はうすく、焼成はよい方である。2はゆるやかに開きながら立ちあがる口縁部で、口径は16cmとなる。3と4は平底の杯の底部で、共に胎土に砂粒を含み、底部より外反の度をまして立ち上がる。底径は3が7.6cm、4が6.6cmを記す。3の外面底部には、左まわりのヘラによる調整痕が残り、仕上げはあまりよくない。4も外底の仕上げは雑で、内面底部には、飛沫の灰釉がのこされている。5～8は共に胎土に砂粒を含み、断面が方形に、ほぼ垂直に立つ中位のまとまった高台をもつ比較的小形の杯である。更に共通する特徴は、いずれも高台と器の立ちあがりの接着部に、ロクロ回転による押圧を加え、やや深い大巾の凹帯をめぐらしていることである。器の立ちあがりは、やや急で、口唇内側をけずり細めている。5と6は高台内をヘラ調整しているが、5には高台内中心部にけずり残しの跡が僅かあり、6には高台内の中央部に更に5cm円形の浅い内ぐりがある。又、この両者は内外壁にロクロ整形痕が顕著に残る。5は底径10.5cm、口径15cm、高さ4cm、6は底径10.8cm、口径15cm、高さ4cm、7は底径7.8cm、口径15cm、高さ4cm、7は底径7.8cm、口径12.7cm、高さ4cm、8は底径8cmの各数値をかぞえる。9・10は杯蓋の破片である。9は口径が19cmで、外端部は垂直に立つ、0.6cm巾の側壁帯をめぐる。10は口径20cm、外端部は縁どりが僅かとなり形ばかりとなる。9よりも後出する作であろう。11は有頸瓶の肩部の破片である。胴部への最大の張り出し部は直径20cm、又、有頸部を欠くものの、その接着部の口径は約7.4cmである。外器面にロクロ痕が僅かにこり、肩部の上面には、焼成時の灰かぶりによる自然釉が残る。12は胴部を欠いた感である。図上復元により漏斗状に開いた口頸部をよく知ることができるが、浅く段皿状に外傾した口縁部は直径が11.5cm、ぐっとひき締めた短頸部の外径は約3cm、頸より胴にいたる肩部の最大張り出し部は9.8cmを数える。その肩部の稜線上に形ばかりの僅かに突起した、上面を縁どりした注口部がつくられている。注口は内径1cmである。脇の上部をしめる皿の内面や、肩部上面には、焼成時の灰かぶりを多く受けており、それが溶解して部分的に淡綠や灰釉がかかる。13は長頸瓶の体部である。やや押しつぶされた様な横調長のつくりである。その肩部の最大径は19cmである。高台が僅かにうかがえるが、高台と器の立ち上りの接着部に、半円形の溝状の凹帯がはしる。又、肩部上面には部分的に淡綠の釉薬がかけられている。内面にはロクロ整形痕がはしる。14は小形壺の口縁部とみられるもので、外反する口径は9cmである。器厚は0.4cmと薄手づくりで、内面にはロクロ整形痕がはしる。15は壺で口径は18cmである。外面にロクロ整形痕があり、内外面にうすい灰釉がかかる。16～18は器厚0.7cmやや白い青灰色で、表面にう

すい自然釉がにじみ出ている。器の内面に同心円文が、又、外面には準格子目文が残り、器の叩きしめがよくなされている。17・18も同一器体と思われるもので、共に器厚は0.8cmとなり、器の外面に叩きしめの条痕が残る。然し、叩きしめの木用具が長く使用されたものとみられ、仔細にみれば条痕に直交する浅い木目の密な走りがみられる。又、内面は無文であるが17には器壁に若干の浅い凹凸がある。

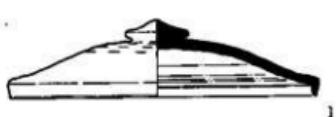
古銭（第6図19）

19は銅製の寛永通宝であるが、後世において混入したものであろう。裏面は無文である。表裏面共、その外縁と内部の四角な穴のまわりに縁どりを残す。直径は2.3cm、縁取巾0.2cm、内部の角穴は1辺が0.7cm、厚さが0.1cmである。

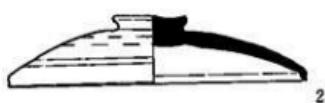
その他、主なる遺物として、骨器と思われるもの一部破片が1個ある（第6図20）が、現存の大きさは、長さ5.3cm、巾1cm、厚さ0.5cmであり、一部分研磨されているものの全体像を知り得ず、何の破片かは不明である。

（大久保 知巳）

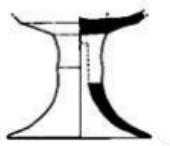
- 参考文献 (1)「波田町草原遺跡緊急発掘調査報告書」 波田町教育委員会 1980. 5
(2)「山形村唐沢・洞遺跡緊急発掘調査報告書」 山形村教育委員会 1971. 3
(3)「松本市新村安寧古墳群緊急発掘調査報告書」 松本市教育委員会 1979. 3
(4)「資料目録」 日本民俗資料館 1969. 3



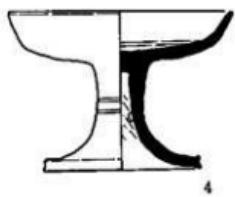
1



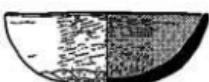
2



3



4



5



6



7



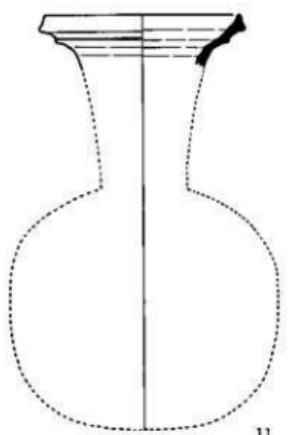
8



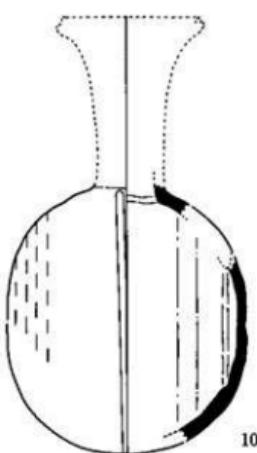
9

0 5 10cm

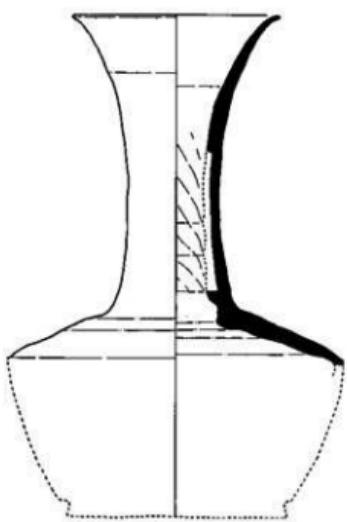
第3図 既出遺物実測図 (安塚その1)



11



10



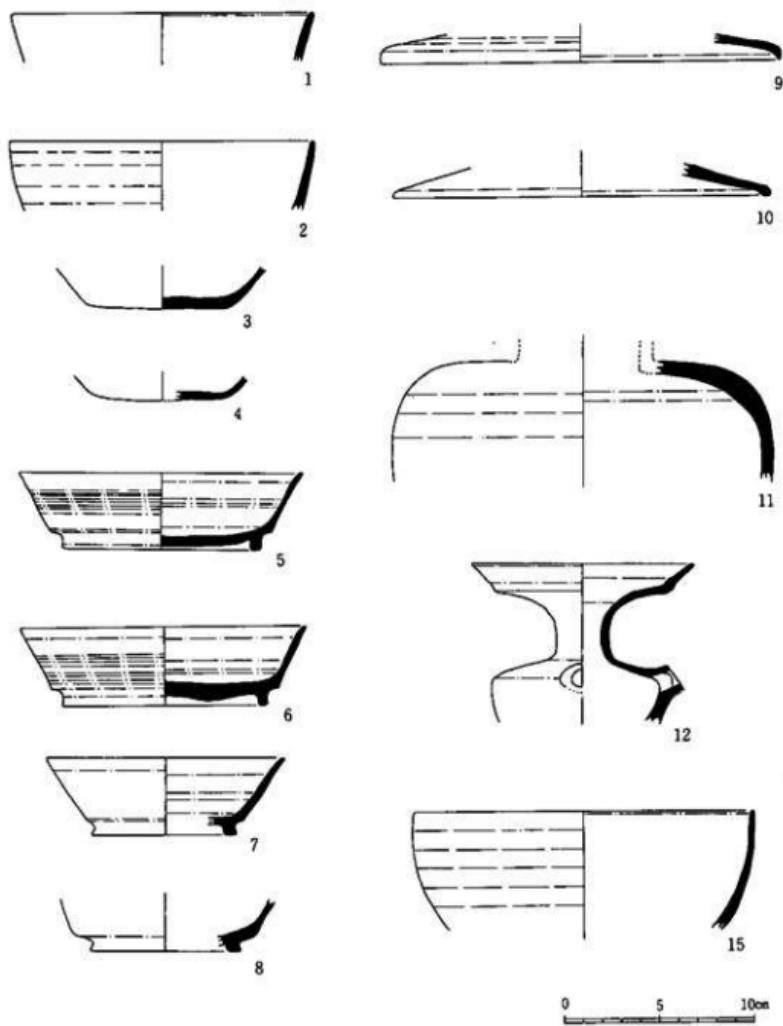
12



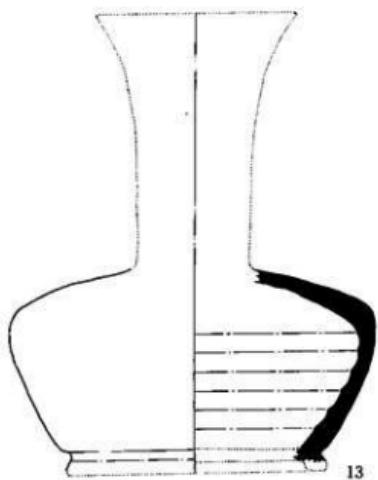
13

0 5 10cm

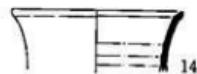
第4図 既出遺物実測図 (安塚その2)



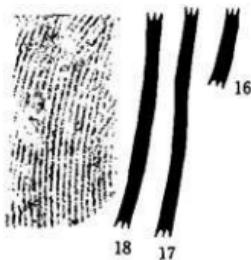
第5図 既出遺物実測図 (秋葉原その1)



13

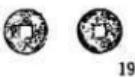


14



16

18 17



19



20

0 5 10cm

第6図 既出遺物実測図（秋葉原その2）

第3節 歴史的環境

条里的遺構の一部として、今次圃場整備事業に伴い緊急発掘調査された松本市新村は、昭和29年8月1日町村合併令により隣接する松本市に合併するまでは、上新、北新、下新、南新、東新という5つの集落があつまって、東筑摩郡新村と称する地方自治体を形成していたのである。

これらの5集落は、かつてそれぞれ独立した村落であり、今次発掘調査の対象となった荒田地籍は、このうち下新に入っていたのである。

条里遺構の有無については、その周辺の歴史を含めて広い視野からこれを調査して行かねばならない。

広い視野とは、遺構が載っている土壤と地層の成因を地学的見地からこれを解析し、考古学的見地から、その地層中に存在する遺構（水田址・住居址・遺物等）を確認した上で；現在地上部に展開する耕地・水路（堰）・道路・屋敷・神社仏閣・方位・地名など歴史地理学的見地に立って考究すべきものと思われる。

その一つとして、新村地区の歴史を知らなければならない。それには、その周辺の歴史を含めて広い範囲から、次第に新村地区の歴史へと、その目的を絞って行く必要がある。

周辺の範囲とは、現在梓川右岸に展開し、概ね梓川水系の流水をもって灌漑する水田地帯と、その間に交雑する畠地・屋敷・道路・堰などを含む地域、即ち東筑摩郡波田町と松本市大字新村・和田・島立の三地区をもってその範囲とする。

松本市和田地区の歴史については、東筑摩郡郷土資料編纂会（後に東筑摩郡・松本市・塙尻市郷土資料編纂会と改称する）が東筑摩郡誌（後に東筑摩郡・松本市・塙尻市誌と改められる）を編纂するに当って、昭和27年当時の東筑摩郡和田村（後に松本市に合併する）を総合調査して、その結果をまとめた「文化部中間報告第六集、堰を中心とした和田村総合調査報告—昭和28年刊」によると、その中で「和田村の歴史」について顧問の一志茂樹氏は古代史を述べたところで、推古天皇3年（595）難波の荒陵寺（現在の大阪府四天王寺）へ勅命によって納入された封戸として、全国六箇所の中に見える「信濃國筑摩郡荒田郷五十石」をもって、梓川右岸の地域に当て、更に島立地区の歴史については、「島立乃生立—昭和34年刊、松本市島立郷土資料保存会編」においても、同氏は、同様な見解を示している。

また「東筑摩郡・松本市・塙尻市誌第二巻歴史上—昭和48年刊」に於ても、何ら史料に批判を加えることがなくこの説を踏襲しているが、推古天皇3年（595）勅命によって納入されたとする「信濃國筑摩郡荒田郷五十石」の記事こそ、厳密に史料が加えられているならば、多分に疑問が持たれるはずである。

この史料に見られる国名の信濃、郡名の筑摩、郷名の荒田郷、畠（えん）名などの使用について

次のような考察を加えてみる。

國名については、和銅5年(712)に成立した「古事記」には、はっきりと科野國と見え、昭和55年7月17日付の信濃毎日新聞の伝えるところによると、奈良県橿原市高殿の國の特別史跡・藤原宮(694~710)跡発掘調査中大極殿東北約500mの宮を囲む大垣の内、外堀から1000点を超える木簡が発掘され、その中に「科野國伊奈評」(しなののくにいなのこおり)の墨書きのあるものが発見されたことを知らせている。

このことは、諸國郡郷名は好き字の二字をつけよ、との令が出された和銅6年(713)5月2日以前は、國名の用字は総て「科野國」であったと推定されている。

郡(こおり)の用字使用についても、大宝律令(702)以前は「評(こおり)」を用いられていたと確定されており、上記の木簡は明らかに、これを証している。

この評制も大化改新(645)で確立された地方行政組織とされている。この評の用字もまた大宝律令によって郡の用字を使うようになる。

郡名の筑摩もまた古くは東間の用字を使われていたらしく、「日本書紀」にある天武天皇14年(685)10月10日の記事には、信濃國東間(つかま)温泉に宮を造らせしめたことが見えている。和銅6年の改令によって筑摩郡と用字が替っている。

次に郷であるが、上記した藤原宮跡からは、「己亥年十月上挾国阿波評 松里」という木簡が出土しており、ここに見える己亥年は文武天皇3年(699)に当っている。

里から郷への移行は、靈龜令(715)によったとされている。即ち國評里制から國郡郷制へは、この時とする説が有力視されている。

五十戸を以て一里の制は、既に大化の改新以後に見えているが、確実には靈龜元年(715)の令からある。

五十戸に替る五十烟の用字は「続日本記」の神護景雲3年(769)7月丁亥の条に「周防國五十烟、入天王寺」とあって、大宝律令以前には、戸にかわる烟の用字は使われていないのであり、以後に於ても正式な用字ではない。

これらの事によって、推古天皇3年の記事が、その当時に書かれたとするならば、当然國評里制の成立したとされる50年以前であり、この様な整った地方行政組織が成立していたものか疑いが持たれる。

たとえ一步譲って國評里制が成立していたとするならば、「科野國東間評荒田里五十戸」とあるべきものを、大宝律令と靈龜令に定められた國郡郷制と、和銅6年5月2日令に改字以後の表現記述方法である「信濃國筑摩郡荒田郷五十戸」とあるところから、これは後代になって書かれたものか、あるいは製作のうたがいがある以上、この史料の真実性を疑い、これを取上げないものとする。

それでは、古代この地域の總体名は何と呼ばれていたものであろうか。それは新村地区南新の安塚(八十塚)地蔵にある古墳群が、去る昭和53年11月の緊急発掘調査によって9基(外に1基立石

墓型古墳がある）の古墳が発見され、考察の結果 7世紀末から 8世紀初頭と推定されているところから、この地域の大きな開発が始ったのは、6～7世紀初め頃と考えられる。

これらのことから平安時代承平年中（931～938）に成立した「倭名類聚抄」に記載のある信濃國筑摩郡内の 6郷のうち大井郷をもって、一応この地域にあてはめて見る。6郷の所在地については、それぞれが中級河川の流域にあって、古墳数・古社寺（式内社・贈位社・定額寺、その他古記録などに見える社寺）などから、次の如く想定する。

崇賀郷は、奈良井川水系流域と推定される。即ち塩尻市の西半部、松本市芳川・笠賀・神林及び東筑摩郡山形村の一部と考えられる。

この地域の古社としては、塩尻市洗馬のうち本洗馬の西側山麓に鎮座する榎井水神社がある。この社は本洗馬の南北町割より参道が西へ200m以上（2町）と長く続いており、古社の面影をしのばせている。

この榎井水神社は、平安時代元慶 5年（881）12月28日に朝廷から荒ぶる木曾川（現奈良井川）を鎮めるため從五位下（信濃國司と同格）と言う、梓水神や須々岐水神と同格の位を授けられた水神を祀る社ではないかと推定される。それは、この社の西側には小曾部（こそぶ）があって、これは明らかに「社部」であり、その地区には祝地村と言う小集落があって疑う余地は全くない。

この地域には、延暦年中開基と伝えられる山形村の清水寺と上神林の寺家には福應寺がある。寺家は鎌倉時代に寺領の農民（門前村）と想定されるところから、この周辺にも留意すべきかと考えられる。

次に古墳の分布については、左岸では松本市笠賀今村の柏木古墳をはじめ小保古墳群 5～6基、同神戸の塙原地籍に 1～2基、同神戸新田に塙田、塩尻市洗馬の岩垂に塙田の地名があり、現在は古墳がほとんどないこの地に 1基位はあったものと推考される。奈良井川と鏡川、御間沢川及び和田堀末流などの流域末にある松本市神林地区にあっては、上神林に塙田、同水代に塙田・塙畠、同梶海渡に塙田、同下神林に塙田・塙畠があって、各集落には、それぞれ 1～2基以上あったものと考えられている。

また右岸の塩尻市広丘の河岸段丘上にある郷原から堅石へかけて古墳が 3基認められ、その 1基から直刀を出している。

その他流域の松本市芳川野溝・平田地籍にも鎧塙をはじめ数基の古墳が分布している。

以上、两岸地域を合せると約 20基以上の古墳があったものと推定される。

この地域には、古代の氏族に関する史料は見当らないが、奈良県の多武峰にあり、藤原鎌足を祀る談山神社文書によれば「信濃國筑摩郡蘇我郷、草茂庄一處、田數等、在二施入状...、右 大納言藤原冬緒郷」（貞觀年中一（859～877））と見えており、蘇我（崇賀）郷の一部草茂庄が藤原氏の莊園であったこともある。

良田郷は、現在塩尻市広丘吉田附近から塩尻市の東半部の田川水系流域と推定する。

この地域には、古社として延喜式内の阿礼神社が中町（古へは柿沢の奥いおと山）に鎮座している。古寺としては、天正10年（1582）8月7日付小笠原貞慶の西福寺領の宛行状に見える「禅興寺」は、現在は廢寺となっているが、古くは塩尻市大門にあったらしく、大門の地名は、この禅興（広）寺の大門から起ったものと言われており、既に寛永10年（1633）頃からその村名が顯れている。

この大門地籍からは、先年平安時代初めの瓦塔が出土して、寺院が古代からあり来ったことが証明されている。

禅興寺とは、奈良時代の古記録に見える朝鮮半島からの帰化人百濟王の禅広（興）を祀った寺と見たく、延暦8年（799）5月29日に田河造（たがわのみやつこ）の姓を朝廷から賜った筑摩郡の人、外少初位下後部牛養、無位宗守豊人等の祖廟と推定され、良田郷の郷寺であったかとも考えられる。

山家郷は、薄川水系流域の地域と考えられ、江戸時代を通じ松本藩の行政上の組分けである山家組17箇村を構成する里山辺（家）・入山辺（家）及び江戸時代初めの元和3年（1617）に松本領内から分れて、諏訪高島藩領となつた神田・和泉・埴原の地域をも含むものと考えられている。

この地域には、古社として平安時代初め貞觀9年（867）3月11日に朝廷から從五位下を授けられた須々岐水の神を祀る薄宮が松本市里山辺薄町に鎮座している。

古寺としては、同市里山辺兎川寺に真言宗兎川寺（現在は兎川寺靈瑞寺と改称）がある。

この寺については、延暦18年（799）12月5日に朝廷から帰化人外從六位下封妻真老等に「須々岐」の姓を賜つた記録がある。

それから68年後の貞觀9年に位を授かつた須々岐水（すすきがわ）は、現在も松本市入山辺、里山辺両地域を貢流する薄川であるところから、この兎川寺はもと薄川寺（ほせんじ）ではなかつたかと推考する。即ち「薄川」が「兎川」へと変化したものと考えられる。薄川寺ならば近くの南方を流れる薄川の名をとつて寺名としたものであり、この地に古代定着した帰化人須々岐（薄）氏の祖先を祀る氏寺であったとも考えられ、また山家郷の郷寺であった可能性が強いのである。

須々岐氏を葬つたと推定される積石様式の古墳は、薄川をはさんだ南北両岸の薄町と荒町地域に散基と、それ以外の古墳を合わせると山辺谷（両山辺）には、凡そ30基近くがある。（中山地区を除く）

錦服（織）郷は、女鳥羽川水系流域の松本市本郷、岡田両地域と推定される。この地域は古代から一つの郷を形成しており、本郷地区の三才山など6集落をもつて本郷六箇といい、大村など3集落をもつて下郷三箇といい、また岡田地区の岡田町など4集落をもつて西岡田郷四箇と称しており、江戸時代には、この13集落をもつて岡田組13箇村を形成している。これによって本郷を中心として西に西郷を、下流域に下郷（現在は南郷と改称）を配している。

この地域には、延喜式内の古社岡田神社が松本市岡田下岡田地籍に鎮座している。（古へは松本市稻倉地籍にあった）

このほか帰化人と関係が深い京都市北区平野宮本町に鎮座する旧官幣大社平野神社の庄園であっ

たことが吾妻鏡文治2年（1186）3月12日の条に平野社領浅間社（郷）・岡田郷と見えており、その庄園鎮護のため勧請した平野神社が松本市原字宮の上に鎮座していることも帰化人との深い関係を示している。

古寺としては、松本市大村字堂田には平安時代の大村廃寺がある。この廃寺は昭和5年の発見より數次の発掘調査が行われているが寺名は明かではない。発掘に關係した国学院大学教授であった故大堀博士は、三代実録の貞觀8年（866）2月2日に定額寺となつた信濃國5寺のうち、筑摩郡の錦織寺であろうと推定している。

この廃寺の傍を流れる小川は古く、めどうだ（御堂田）川と呼ばれ、また錦織川とも呼ばれていたことが、寛文12年（1672）の岡田組惣社村新切検地帳にその地名が見られ、更に古代東山道の宿駅錦織駅が松本市原字籍にあったことなどが、当方の古記録に見えており、錦服郷がこの地であったことが推定される。

古墳も5世紀始めと推定される松本市惣社の前方後方墳車塚（長さ35m）を始め、県宝の金銅製天冠を出した浅間温泉の桜ヶ丘古墳など凡そ40基があって、一つの郷を形成するには充分以上の古墳がある。

辛犬（辛犬甘）郷は、北から女鳥羽川、東から薄川、南から田川、奈良井川等の河川が流入し、合流する旧松本市内の地域と考えられる。この地域は江戸時代には庄内組に属する15箇村及び松本城・その城下町を含んだ範囲をもって形成していたものと推定される。

この地域の古社としては、埋積地籍のうちに松本地方最古の社である縣神社がある。この社は5世紀から6世紀にかけて、この地方にあったとされる東間（筑摩）縣の縣主（この地方の首長）を祀った社か、あるいは縣主がその祖先を祀った社と推定される。享保9年（1724）神社縁記書上帳には縣の宮大明神として見ている。

この外の古社として、市内宮渕には勢高神社がある。この社も奈良井川（旧木曾川）の川除の神として祀られたらしく、鎌倉時代末の嘉曆4年（1329）の諏訪大社上社の頭役記には、既に郷名として宮渕（勢高の宮渕）として見ている。

古墳は蟻ヶ崎の二段小札の兜を出した漫頭塚を始め、旧市北部に約10基、東部県の森付近に数基、東南部の中林・筑摩・三才に数基と弘法山古墳（前方後方墳、63m）を含め、中山地区の北側丘陵上の古墳を併せると実に30基を超えている。

この地域には、既述したように古代の縣をはじめ、律令制時代信濃10郡のうち筑摩郡の郡家（郡衙）の地が筑摩の地にあったと推定されることとは、この集落名の筑摩が郡名と同じであるということと、この様な類例は全国的に多い。

この地域が辛犬（甘）郷であったと推定されることは、鎌倉時代末の嘉曆4年（1329）諏訪上宮頭役結番之事に、

流鏑 阿礼崎（蟻ヶ崎）大甘十郎（下略）とある。

また、これよりさきに仁和元年（885）4月5日に筑摩郡の人辛犬甘秋子の家族8人が坂名井子繩麻呂等に焼き殺されるという事件が起き、信濃守橋良基もからむ大事件に発展している。

この地域にあった古寺では、昭和10年5月松本市巣ヶ崎木沢南の建築現場で発見された青銅製鰐口及び雲板があり、そのうちの鰐口の銘文には「極楽寺長保三年辛丑、願主判官代高向朝臣弘信」とある。長保3年（1001）は平安時代中頃のものであり、併出した雲板（国の重要文化財指定、国立博物館所蔵）は共に寺院の仏具であって、学術発掘を経ていないので判らないが、古寺に関係があった可能性が強いのである。

城山丘陵上にある放光寺は、延暦20年（801）に創建されたとの伝承をもつ真言宗の巨刹であり、この寺との関係があったかどうかである。放光寺が史料上に初見するのは南北朝時代觀応2年（1351）1月10日に守護代小笠原弥次郎以下が放光寺に立籠った史料が見られる。（市川文書）

以上倭名類聚抄記載の信濃国筑摩郡に所属する6郷のうち大井郷の推定位置については、既述した5郷推定地を除外した松本市新村・和田・島立と東筑摩郡波田町の地域より外になく、郷名を大井という如く大きな井堰によって開発されたと考えられる土地は、ここ以外の地域に求めることは出来得ない。

然し、このうち東筑摩郡波田町の地域については、平安時代初め弘仁14年（823）9月24日に信濃国諸牧（16牧）より貢馬を武德殿に奉進めた中に、筑摩郡内として埴原牧（松本市中山埴原）と大野牧があり、更に42年後の貞觀7年（865）12月19日には、信濃勅旨牧（11牧）の中に、筑摩郡内として埴原・大野牧がある。

また京都市の「仁和寺文書」によれば、その2年後の貞觀9年（867）2月19日に、右大臣藤原朝臣良相は筑摩郡大野庄102町2段（内熟田10町3段150歩）を貞觀寺に施入している。

この大野牧・大野庄の位置については諸説がある。その一つとして波田町より梓川を遡る山峡の集落に、中世末以来大野田・大野川の村落的地名が見られ、また波田町上波田の慶安5年（1652）の検地帳によれば「牧之内・馬はなしば」などがあって、牧場的色彩の強い地名が見られ、その位置については、寛政10年（1798）7月の和田堰取水口の改修に関する争論文書の中に、「梓川南へり字牧之内と申処惣名和田埣と申唱、先々より用水引取来候」と見えている。

この和田埣の取入口は、上波田の最上流地域であり、この牧之内は牧場に放しておいた馬を冬期間飼育するところである。夏の放牧地は波田町の唐沢及び中下原、下原の一部と梓川の上流にある番所原（南安曇郡安曇村）の2箇所と推定されており、この古代牧場の名称については、前記の大野川（大野の川）、大野田（大野の田）の意と解せられ、これによって「大野牧」と推定されている。

倭名類聚抄（935）には、それ以前に成立している大野庄の記載がないなどの理由から、倭名類聚抄記載の郷名は、この本の成立した10世紀初期にあった総ての郷名を所載したものではなく、これよりさき豊龜令の出た豊龜1年（715）頃に存在した郷名のみを登録したものと見た方が良いと考えられている。

大野庄の成立は、大井郷の成立以後山麓の開田の進まない地帯が牧場（大野牧）として成立し、その後養老7年（723）ごろから整田の開発が始まられ、整田私有（三世一身法）の公布によって牧場の一部が開田化され「大野庄」として成立したものではないかと推定される。それは102町歩の内10町余が開田され、なお80町余は未墾地として残っていることによっても考えられるものであろう。

以上によって大井郷の範囲は、大野牧・大野庄の地域を除外した松本市新村・和田・島立の3地区及び東筑摩郡波田町の三溝地区を含む和田・新村・栗林の三ヶ所の灌漑範囲と推定される。この三つの大沢はともに梓川を留め揚水したものである。

この地域の古社としては、貞觀9年（867）に山家谷の須々岐水神と共に、朝廷から從五位下を授けられた梓水神と、延喜式（927）内の神名帳に記載されている沙田神社がある。ともにその本宮を梓川の上流の梓川渓谷にもっている。

梓水神社は現在もその上流の南安曇郡安曇村大野川部落に存在し、下流域の松本市島立町の地籍に梓川大明神祠があったことが慶安5年（1652）の築立町検地帳の除地に「中田寺歟六歩 あつさ 大明神免」とあることによって証明されているが、この社は既になくなっている。この梓水神は現在の梓川を神格化したものであろうし、その荒ぶる川であるところから、その荒ぶる神格を鎮めるために贈位されたものであろう。

また沙田神社は、その本宮を梓川谷の奥現在の東筑摩郡波田町の鶴沢山に置いていることが明治6年（1873）の鶴沢山山論の和融熟談証書によれば、「鶴沢山之義ハ砂（沙）田神社・御乳神社旧跡ノ一山ニ候へバ」とあって、もと沙田神社及び北栗林の御乳の宮は、もともと一つの神であって、旧くはこのさぎ沢山に鎮座していたのである。現在もこの本宮の地には疊10疊敷ばかり方形の重箱岩が存在しており、これが神の宿る磐（いわくら）である。ここから何時頃現在の松本市島立の三の宮の地に移されたものであろうか。同地区南栗林の浜英麿家所蔵の古絵図によれば、室町時代の長禄1年（1457）であるといふ。この年代は鬼も角として新村地区から現在の沙田神社までの間に点々として三の宮様（沙田神社のこと）の御腰掛石が田の畦畔などに残っているのは、上流地域から下流域に向って開田が進められて行ったことを物語っていると言えよう。

以上の二社は梓川を祀る神社であり、一方の梓水神は治水の神であり、沙田神社は利水の神の姿であろう。この地域には今のところ古文書や古記録などに見える古寺はないが、今後開拓整備事業や中央高速道長野線の建設に伴って行われるであろう埋蔵文化財の発掘の段階で発見される可能性はあると思われる。地域外東筑摩郡波田町の若沢寺は大野牧及び大野庄と関係をもつ古寺であっても、大井郷の郷寺とするには問題がある。

古墳については既に去る昭和53年度に発掘調査が行われた新村安塚古墳群（10基）があり、その外同報告書によると、まだ10数基があったものと推定されている。

中世鎌倉初期以後に於ける当地域に関する古文書や古記録、遺跡・遺構などは極めて少ないので明確さを欠くが、どの庄園などにも属さない国領（公領）であった可能性が強く、島立地区にあって

はわざか鎌倉時代の後期嘉慶4年（1329）の「誠方上宮頭役結番之事」の中に「□□□□林南北地頭等 府中」と見えている。この中で府中とわざわざ場所を指名していることから、これを府中の林南北の郷と見られる点もあるが、これは欠字部分に「栗」の字が抜けているためで、諏訪郡の栗林郷に南北があり、これと区別する為に府中と名指していたものである。栗林南北は現在の松本市島立の南栗・北栗のことであって、この両集落は鎌倉時代後期以降安土桃山時代の天正5年（1577）に至る凡そ250年間に亘って上社の頭役や造営などに奉仕した古記録が見られ、約660年前からそれぞれ独立した集落であった。

また鳩立郷については、鎌倉時代の記録は皆無に等しく南北朝時代に入って貞和3年（1347）4月26日付の足利尊氏より小笠原信濃守貞宗宛の所領の完行状に「可合早領信濃国春近半分当氏・島立以下等事」のところで春近領島立郷の名が初めて見えている。春近領は一種の公領であって、小笠原氏は以後この地を世襲して領有し、後にはその一族をこの地に配し鳩立氏が起っている。

島立郷は、その後安土桃山時代の天正10年（1582）頃まで1つの郷の形を保っているが天正末年から文禄始年（1591～4）の石直しの検地の際には新（荒）井村・堀米村・鳩立郷・大庭村・中村・永田・中村・堀米の内など6郷村に分け、寛永初年（1628～1631）の検地によって、荒井・堀米・小柴・鳩立町・大庭・中・長田・三ノ宮村の8箇村に分け、以後江戸時代を通じ、更に現在に至るまで松本市島立区の8集落を成している。

新村地区についても同じく鎌倉時代の史料ではなく、室町時代の初めに至って応永7年（1400）6月11日付で小笠原信濃守長秀の諏訪大社下社の大祝宛の社領の完行状には「信濃國筑摩郡春近領、塙尻東西、小池東西、新村南方等事」と見えるのが初見で、新村南方即ち南新の地が隣接する島立郷と同じく春近領であった。新村南方とある以上当然新村北方即ち北新も同時にあったものであるが、春近領であったのかは明かではない。

南北両新村は、それ以後も長くとり続けて江戸時代初期の延宝2年（1674）に至って再検地の時南新村は南新と東新の2箇村に分村し、北新村は上・北・下新の3箇村に分離独立して新村地区は5箇村となり、以後も松本市新村地区内の5集落として栄えている。

和田地区は鎌倉時代中期の寛元4年（1246）11月13日の史料に見え始め、以後そのままの郷村名を名乗り江戸時代初期の慶長19年（1614）に至るまで続いているが明暦2年（1656）の高遠領西五千石領の検地によって荒井・衣外・境・中・殿・和田町・下和田・南和田の8箇村に分離独立しているが、これよりさき天正6年（1578）の文書には北和田之郷があり、その範囲は南和田を除く7箇村の地籍であった。

和田8箇村は元禄3年（1690）高遠領全城の検地の時これを受け、その後の和田8集落は現在も松本市和田の8集落を成している。このうち荒井は明治5年（1872）村名を蘇我と改めているが倭名抄の郷名崇賀郷とは全く関係はない。

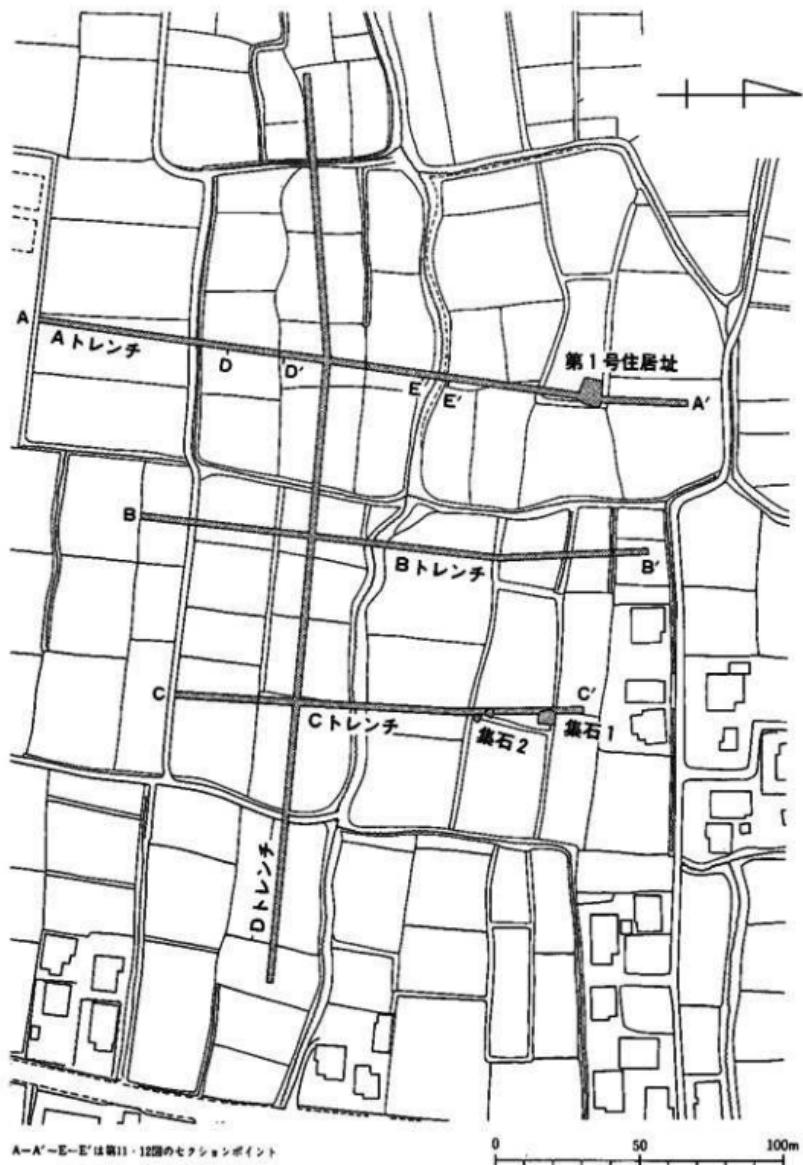
以上のように和田8箇・新村5箇・島立10箇（島立8箇に栗林2箇を加えて）と言っても、それ

その集落の分離独立は江戸時代に入ってからのことであるから、その開発を現状で古代を推定することは、相当差引いて考えなければならないと思われる。

(倉科明正)

参考文献

1. 信義史料
2. 田代收授法の研究 虎尾俊哉著 昭和36年刊
3. 伊勢高岸地域の古代条里制 弥永貢三・谷岡武雄編 昭和54年刊
4. 日本古代用水史の研究 亀岡謙之著 昭和48年刊
5. 日本古代祭祀の研究 真弓常忠著 昭和53年刊
6. 日本古代地方制度の研究 新野直吉著 昭和49年刊
7. 中世灘原史の研究 宝月主香著 昭和18年刊
8. 地形図に歴史を読む第1集～5集 藤岡謙二郎編 昭和44～45年刊
9. 日本古代國家と農民 宮原武夫著 昭和48年刊
10. 松本市新村安塚古墳群緊急発掘調査報告書 松本市教育委員会・長野県中信土地改良事務所 昭和54年刊
11. 東筑摩郡・松本市・塩尻市誌第2巻(上) 昭和48年刊
12. 日本古代社会の基礎構造 原島礼二著 昭和51年刊
13. 延宝2年～慶応1年迄信州筑摩郡鷲立組上新村換地帳 12冊
14. 延宝2年～安政3年迄信州筑摩郡鷲立組北新村換地帳 16冊
15. 延宝2年～安政4年迄信州筑摩郡鷲立組下新村換地帳 19冊
16. 延宝2年～安政4年迄信州筑摩郡鷲立組南新村換地帳 12冊
17. 延宝2年～嘉永4年迄信州筑摩郡鷲立組東新村換地帳 2冊
18. 延宝5年～慶応1年迄信州筑摩郡鷲立組荒井村換地帳 15冊
19. 延宝5年～安政4年迄信州筑摩郡鷲立組堀米村換地帳 16冊
20. 延宝5年～安政3年迄信州筑摩郡鷲立組大庭村換地帳 3冊
21. 延宝5年～慶応1年迄信州筑摩郡鷲立組三ノ宮村換地帳 4冊
22. 延宝5年～安政4年迄信州筑摩郡鷲立組中村換地帳 2冊
23. 延宝5年～安政3年迄信州筑摩郡鷲立組小柴村換地帳 5冊
24. 延宝5年～安政3年迄信州筑摩郡鷲立組永田村換地帳 2冊
25. 延宝5年～嘉永4年迄信州筑摩郡鷲立組鷲立町村換地帳 17冊
26. 延宝5年～慶応1年迄信州筑摩郡鷲立組南栗林村換地帳 10冊
27. 延宝3年～安政2年迄信州筑摩郡鷲立組北栗林村換地帳 6冊
28. 延宝5年～享和1年迄信州筑摩郡鷲立組三壽村換地帳 11冊
29. 元禄3年9月信濃国筑摩郡田荒井村御換地水帳 1冊
30. 宝永5年鷲立組高辻物成屋上納指出帳 1冊
31. 享保6年10月信州筑摩郡・安曇郡御分知高辻井諸色差出シ帳 1冊
32. 正徳3年5月南栗林村鉄砲家教堂社土井橋馬數諸色帳 1冊
33. 元禄12年3月上新村小細帳 1冊
34. 元禄14年新村能繪圖 1枚



A-A'—E-E'は第11・12回のセクションポイント

第7図 調査地区全体図

第3章 調査結果

第1節 調査の概要

条里の調査は県内では数少く、その主なものは上田市、更埴市の調査で、他には長野市上高田、埴科郡下の調査がある程度で、一般的に言うところの遺跡の発掘調査と比べると僅少であると言える。今回の調査にあたっても県営は場整備事業に先立つ緊急調査であり、時間的制約があり、また他調査との並行と、条里研究者の不足等もあって、調査が充分に行えたとは言い難い。

調査は発掘調査、表面調査、古文書調査の三点から行った。まず発掘調査は新村下新のアラ田の水田をバッカホーにより巾約1mで東西に320m、それに直交するよう南北に220m、170m、140mの3本のトレントを入れ遺構のかかわった部分を拡張調査した。その結果平安時代後半の住居址1軒と、集石2ヶ所を検出した。この集石には平安時代前半の須恵器が伴っていた。

表面調査は田用水を追って水田一枚一枚への水かかりを調べた。水田はは場整備のために休耕しておりその水量は分らなかったが、現状での水かかりの様子はある程度つかめた。次に古文書調査であるが、松本市役所新村出張所所蔵の古文書と、新村・島立地区在住の個人宅へ伺って調べさせてもらった。その結果直接用水に關係するものは少なかったが貴重な文書もあり、それらを記録することができた。他に条里に関わる地名の調査もした。その詳細は後述のとおりである。

第2節 発掘調査

1 第1号住居址(第8・14図、図版6・?)

遺構 Aトレント北側の地表下1.2mで検出された。長径34cmの花崗岩のほか計11ヶの石があり、これらは火にかかる部分に黒化していることから、壺の破壊されたものであると推定された。石より20cm北東には土師器壺の下半部と杯があり、また須恵器の破片などが検出されたため、東側を1.7m拡張した。その結果は広範囲に土師器の小破片をみたが、壁面はわからずその規模は確認できなかった。床面もはっきりしなかったが、遺物の出土レベルを床面と推し当てる。柱穴はなく、壺出土の下部には5cm程の灰層があり、その下部は砂利層であった。推定床面を断ち切ってみたが、上面に礫の露出しているところは、そのまま礫が続いており、全体をみると起伏のある礫面に茶褐色土が堆積し、そこに住居を営んだと言えよう。

遺物 1・2は土師器の杯である。1は糸切り底で外面に三つの縦をもつもので、口縁は急に

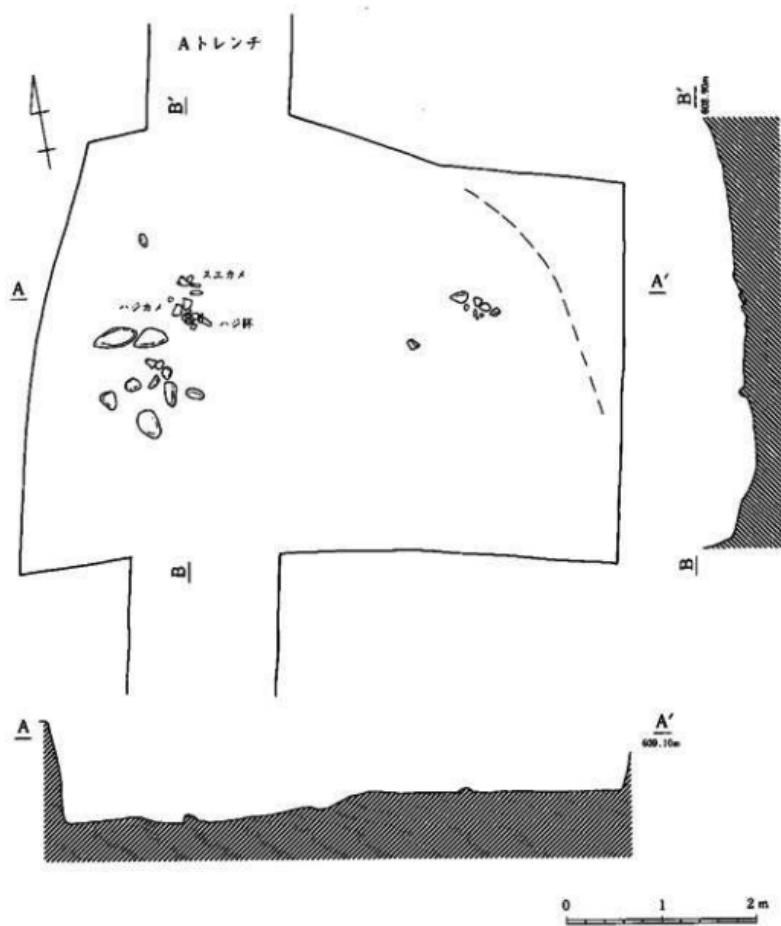
外反する。内面底部中央はやや盛り上っている。2は底部を欠くがやや開き氣味で胎土に赤褐色の小粒を含む。3は壺であるが高台がとれて無い。高台内には糸切り痕が残り、高台のすぐ上で強い稜をもつ、外面は器肌が荒れているが、内面はキメが細かい。4・5は須恵器杯で、4は糸切底で外面に何段もの稜を持っている。5も糸切底で、底部は一部はみ出している。4と同様に数段の稜を持つらしい。6・7は土師器の甕で、6は底部にかかる破片である。外面には細かいハケ目文が施されているが、明らかに柔らかい粘土をかけた上に施文したものであることが窺える。内面は縦に巾4mm程の工具でナデられており、底との接合部は指一本でナデたように粘土がはみ出している。7は胴部外面はやや粗目のハケ目文、それ以下は横位にケズリがなされている。内面は接合部分が一目して判る程、調整が雑である。特に内面底はかなり凹凸がある。底部外面はケズリ整形のなされた無文である。8は須恵器壺の胴部で厚さ0.6~0.7mmの薄手である。斜状のタタキ目文でやや粗く、一部は縦にスリ消している。内面もかなり凹凸があり調整は雑である。器種は四耳壺かも知れない。他にも小破片はかなり出土しており、遺構として判然としないところはあったが本址に伴うものである。時期は甕などより平安時代後半と考えたい。

2 集石1・2 (第9~11・15図、図版8~10)

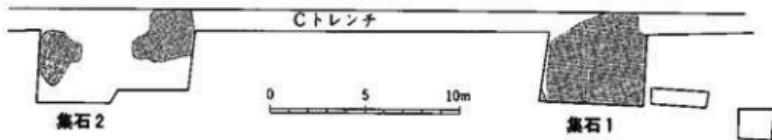
遺構 Cトレントの北端近くで集石1と2が検出された。このアラ田地籍内は耕土が深く、地表下40~50cmで大礫のあることは人為的なものであり、小礫を伴わず径10~20cm内外の礫ばかりが集まっていることは河流で運ばれたものでないことを物語っている。

集石1は地表下50cmの第2層下面で礫が検出されたため、その東側を拡張調査したのである。礫は5×5.5mの発掘部分全面に広がっておりその中心部は巾(南北)約2mで30cmの高さに土手状に盛り上っており、それは東側に続いている。本集石の上面は東西に走る巾3.5mの道であり、この集石が道を形づくる基材となっているのではないかと考えられる。なお礫の範囲を確認するために北側に接してサブトレントをあけ調べてみたが、5.5m以上は続いていず、ガクンと落ちて30cm下の面に20cm内外の礫が散在する程度であった。なお集石を断ち切ってみると2~3段程度に無作意に重ねられており、その下部には散発的に礫がある。遺物はこれら礫の間に入っているが、16の須恵器甕破片は底より検出されている。出土量は少いが同一時期のものばかりであるので、この道状の遺構は遺物から平安時代前半につくられたものとみたい。

集石2は集石1より約20m南側で、地表下90cmあまりで検出された。礫の検出によって計4.5×8mあまりを発掘調査したが、礫の範囲はまだ西側を主として広がるものと思われる。礫は最大30×20cmより5cm内外のものまで同レベルにあり、これが人為的か否かについては前者より判別しにくい。発掘範囲内に限ってみると南北それぞれに約2m範囲の密な集石があり、礫上面は平坦でなく、無作為の様相を示している。その他落込みなどの遺構もないで、これが何を示すものか判断がつかない。ただ遺物はこれら礫に混じて散在しており、その密度はやや濃い。しかし遺物はいずれも小破片であり、その点この集石に伴うものかどうか判断はつきにくい。時期は前者と同



第8図 第1号住居址実測図



第9図 Cトレンチ遺構図

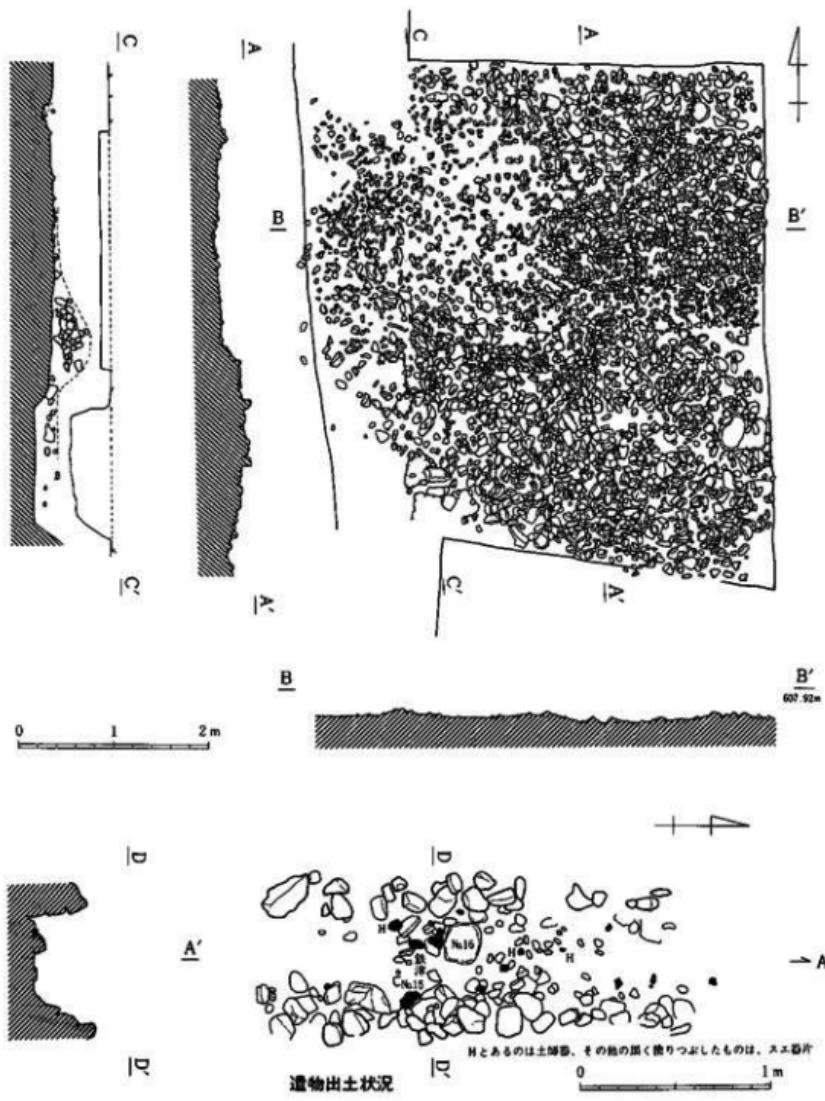
じ平安時代前半と考えたい。

遺物 集石1・2合せて10点を図示した。全てが須恵器である。9～13は壺である。11が腰から上である以外は底部を残している。9～11は集石1、12・13は集石2出土である。9は底部に糸切り痕を残し、高台取付け後、高台内側を斜めに削って整えている。10も同様である。腰は直角に近く立ち上る。内面底部は同心円文を描き、やや凹凸がある。12・13もほとんど10と同様である。ただ12は高台部分の断面に青灰色の胎土の間に紫褐色の胎土をはさんでいる。11はこれらの壺とはやや趣を異なるもので、胎土が軽く白色の小粒を含んでいる。外面には削り痕を残している。14は長頸と思われる瓶の頸の部分である。外面には細かい斑文がびっしりとつき、内面にも一部斑文がつく。15は広口瓶の頸部で、焼成はややあまい。外面には細かい整形痕が残り、内面はロクロ整形の僅かな継ぎのほか、肩部との接着後整形されたであろう痕跡をとどめ、胎土にはかなりの小さな白粒を含んでいる。16は甕胴部で、外面は格子目叩目文、内面は同心円文を磨り消し横位に整形痕が残る。以上集石1出土である。17・18は集石2出土の壺蓋で、17は外面ロクロ整形後中央部は削って形を整えている。つまみ部分は欠けてない。端部は垂直におりる。内面の返り部分は浅く、凹凸は三重になっている。18は赤紫色をした酸化炎焼成のもので、浅く大きい壺蓋である。ほとんど平らで端部は中に窪みをもじ僅かに外へ開いている。内側の返りは丸味をもって外に開く。

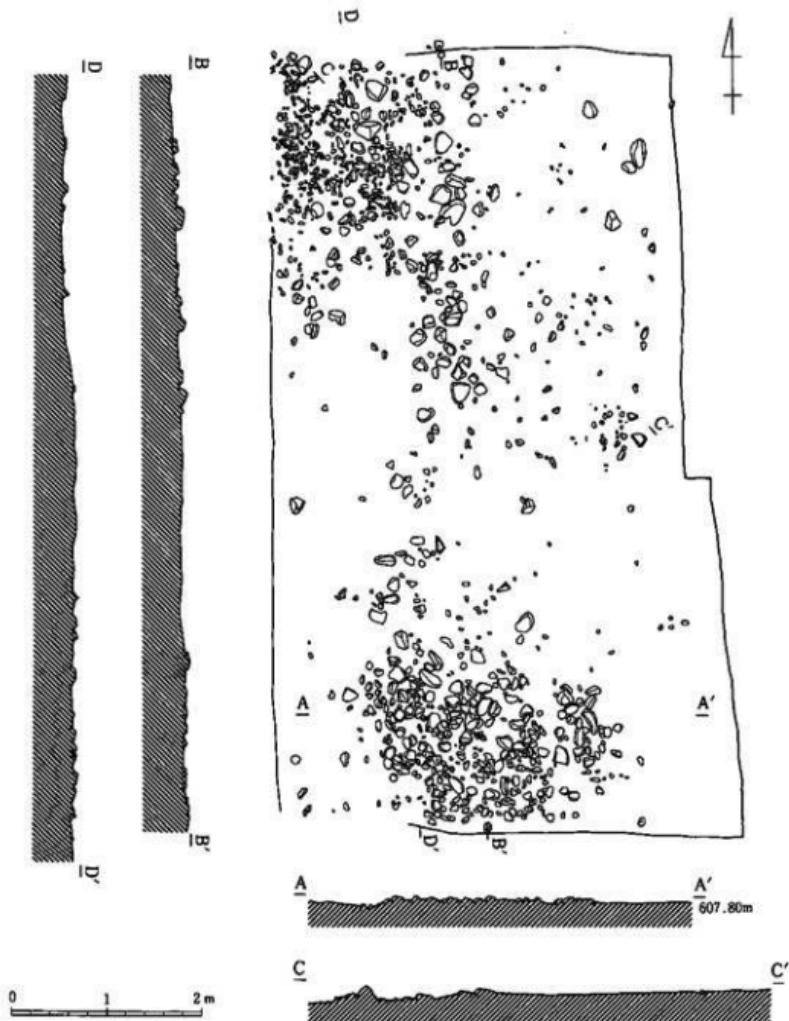
3 その他の遺構 (第7・12・13図)

第12図でAトレンチのD-D'、E-E'の断面を示したが、D-D'は第II層面で礫の面があり、3mあまりの範囲で広がっていた。また現水路の近くには水路跡の礫があり、その巾はおよそ50cm、厚さは5cmあまりであった。ある期間水路として使われていたものと思われる。現水路の両側は水路内の土砂をかき上げた土で40cmあまり高くなり土手の形状を示している。E-E'は大堰(道沢堰)をたち切った部分である。堰は巾1.4m、深さ60cmほどで、川床には小礫混入の砂層が10cm程堆積し、その下部は砂質礫層、鉄分を含む礫層、青灰色の粘質砂層と接しており、全体に礫が混じる層が多い。遺物はどこからも出土していない。

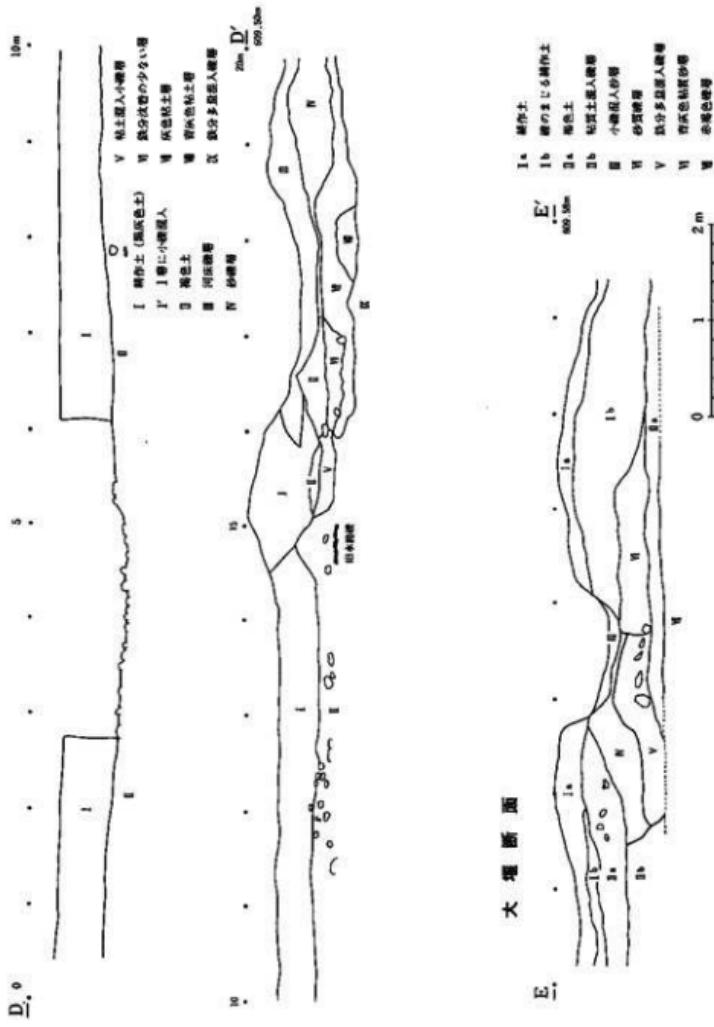
(神沢昌二郎)



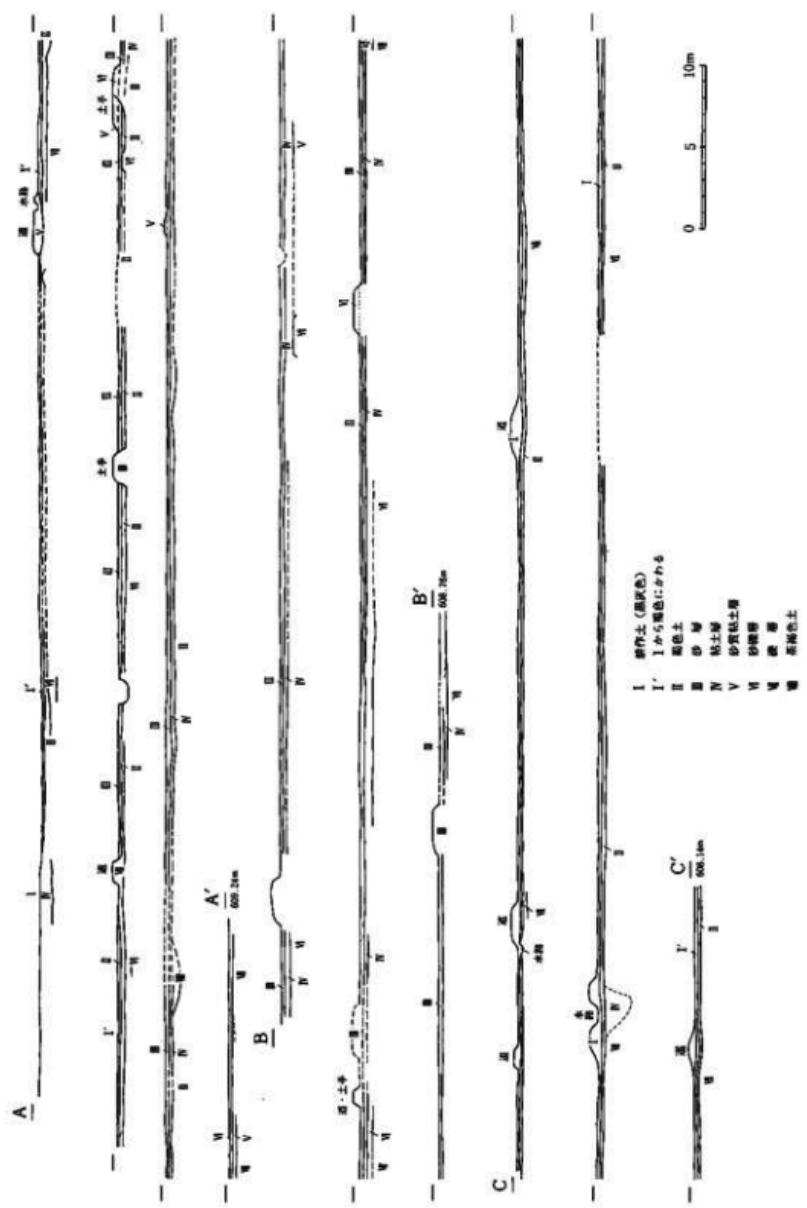
第10図 集石 1



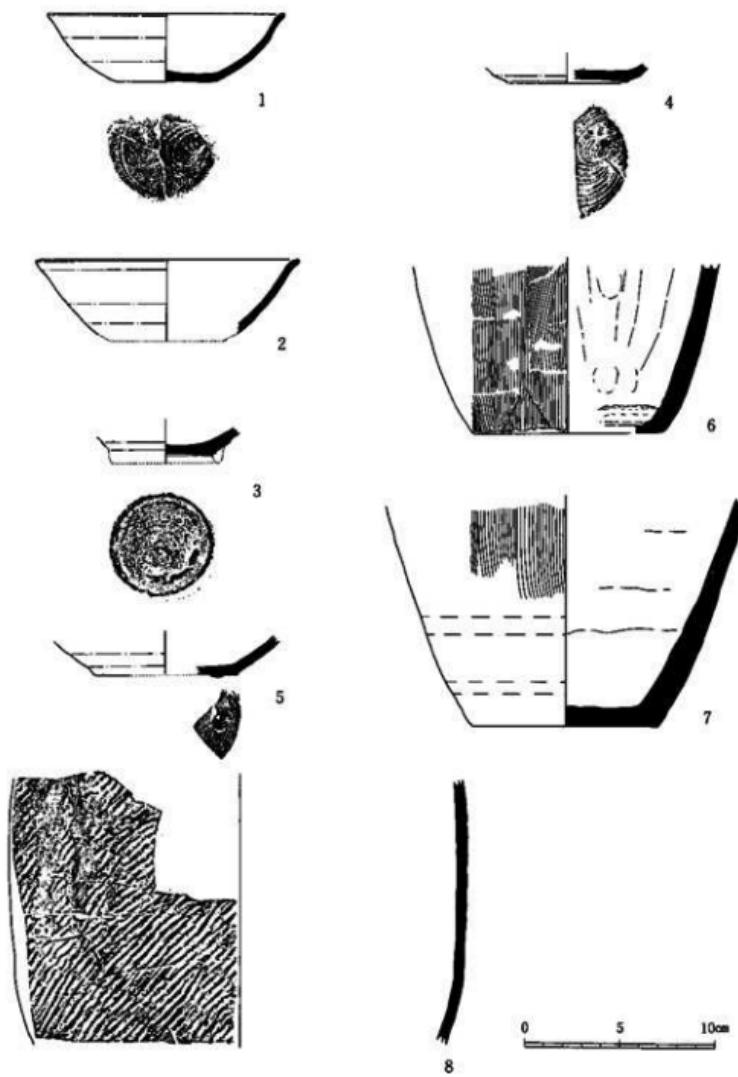
第11図 集石 2



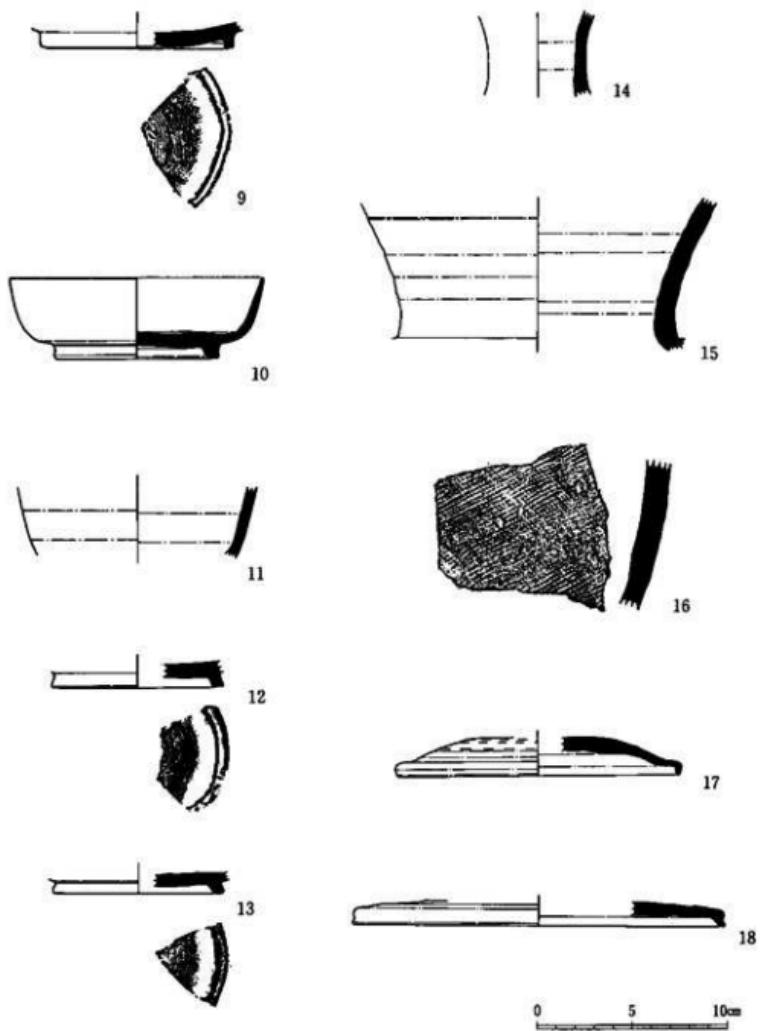
第12図 トレーンチ土壤図 (1)



第13図 トレンチ土壌図 (2)



第14図 第1号住居址出土遺物



第15図 集石1,2出土遺物(12, 13, 17, 18は集石2出土)

出土遺物観察表

No.	種別	器種	寸法(cm)			残存度合	外 面	内 面	調 色	製作手法と器形の特徴
			口径	底径	器高					
1	土師器	杯	12.6	5.4	3.5	3/4	茶褐色	茶褐色	黒褐色	ロクロ整形、糸切底、内面一部黒色化 1住
2	"	"	14.0	(4.3)	1/3底欠く		茶黃	茶褐色	黒褐色	ロクロ整形 1住地上小鉢合
3	"	壺			底高台欠く		茶	黒褐色	糸切底、つけ高台(欠)、高台上に縫	1住
4	須恵器	杯	7.6		底 1/12		青灰	青灰	ロクロ整形、糸切底	1住
5	"	"	6.3		底部 1/3		灰白	灰白	糸切底	1住
6	土師器	甕	10.0		腰~底部 1/6		赤褐色	赤茶	ハケ目文様、ノロがけ、内面タナデ	1住
7	"	"	9.8		脚下半部のみ全部		赤茶	赤茶	ハケ目文様、底部近く輪位にケズリ、内面凹凸あり	1住
8	須恵器	壺			脚部		灰黑	灰白	タタキ目文一帯スリ前し、内面凹凸あり、四耳窓か	1住
9	"	杯	10.0		底部 1/5		青灰	青灰	糸切底、つけ高台、高台内ケズリ	集石 1
10	"	"	13.3	8.6	4.3	2/5	青灰	青灰	糸切底、つけ高台、外面腹に縫あり	集石 1
11	"	"			腰部		灰	灰	ロクロ整形、外面ロクロ整形後ケズリ	集石 1
12	"	"		9.1	底部 1/7		青灰	青灰	つけ高台、高台内ケズリ	集石 2
13	"	"		9.0	底部 1/8		青灰	青灰	つけ高台、高台内ケズリ	集石 2
14	"	瓶			頸部		黒褐色	茶褐色	ロクロ整形	集石 1
15	"	広口瓶			頸部		青灰黒	茶褐色	内外面ロクロ整形	集石 1
16	"	甕			脚部		青黒灰	青灰	外面格子状タタキ目文、内面同心円文スリ消し	集石 1
17	"	杯	14.8		1/3端部		青灰	青灰	ロクロ整形、中央部ケズリ整形	集石 2
18	"	"	19.5		1/6端部		赤褐色・黒灰	赤褐色・黒灰	ロクロ整形、端部開く	集石 2

第3節 表面調査

1 用水と水かかり

新村堰は波田町押出集落の梓川より取水しており、この堰は上新の幅上に揚水された後安塚に入って中川と南沢に分岐し、更に中川は柳沢、道沢、とっくり川の三堰に分かれ、南沢は南沢と中沢に分れてゆく。今回調査地点は中沢と道沢の間のクッガタ・道沢が中心であり、その周辺については第16図に示すとくである。

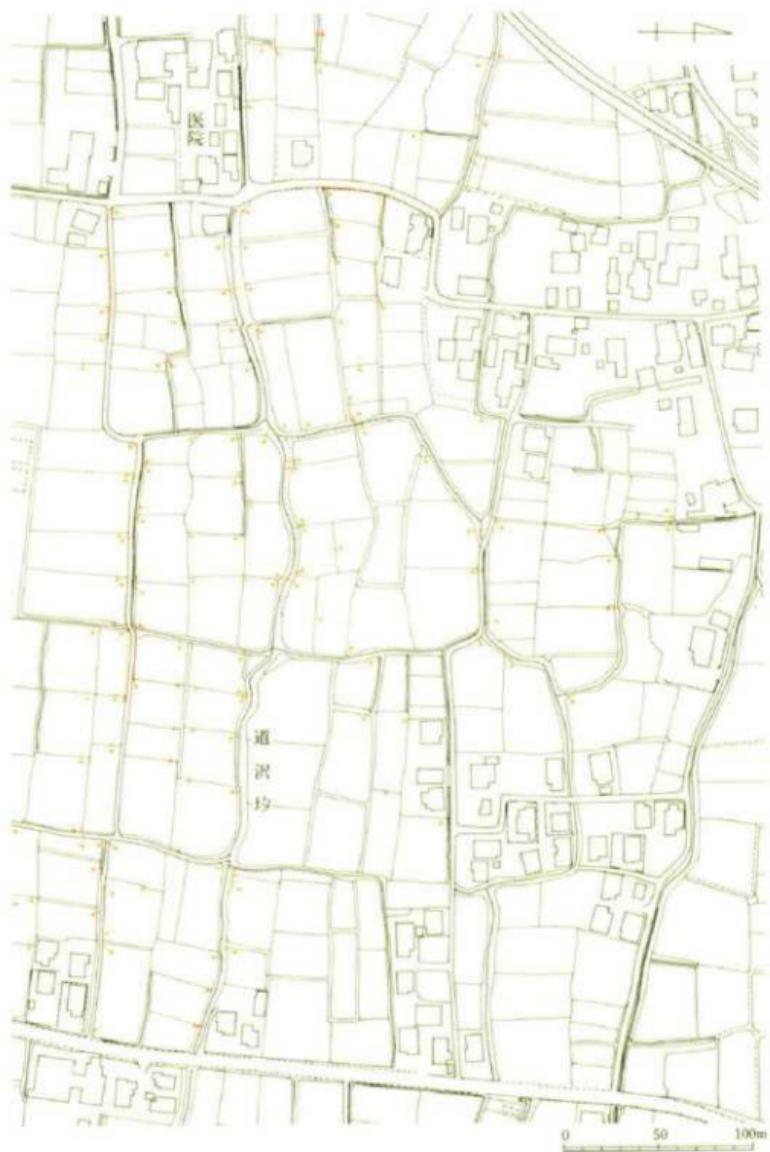
ここは区画がきれいで、南北に2~3mの広巾に土手がおよそ100m間隔に何本も通っていて、それを西から東に流れ下る新村堰の支流(道沢、中沢、南沢)がぐぐりいくつもの大きな樹目をもっている。この樹目ごとに字名がついているのであるが、ことに一ノ坪は後述の如く注目される字名である。一ノ坪について細部をみると樹内は長地形に細長く区画されている。

水かかりと水はらいについてみると第17図のようになっており、幹線の水路からそれぞれの樹目に一本ずつ小さな井が左右に引かれている。

小さな井は一定の樹目の面積内をうるおし、樹目の中央を流れ下るその井は樹目の井と合流し、また樹目をうるおすことを繰返し、入排水路の役目を果している。

一筆ごとの田は小さな井から水を引く場合が多いが一ノ坪のようにかけ流しのところもある。

かけ流しや水はらいでは全て西から東へ落しており、高低の関係で南北に落してもよいと思われるところでも西から東におとしている。



第16図 水かかり図

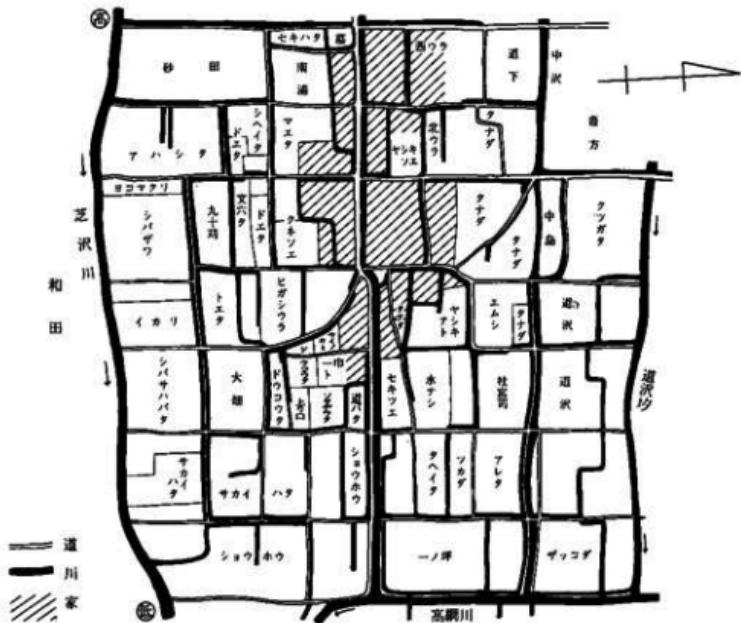
2 地名

東新条里遺構から中条を含め、班田収授の跡地といわれる訳口まで、変形はしているが樹型に区分された地割にはショウホウ、一ノ坪、ザッコダ等の字名がついている。なかには、変遷の過程で改名されたものもあるが、ことに「一ノ坪」は大事な字名である。「条里は大化の革新を中心に行われた一町四面（60間、約109m）の坪を基準として地割りされた耕地をいう」（郡誌第2巻 p. 626）が、この坪が36集まり里と呼ばれていた。関西ではこの坪を「一ノ坪」「二ノ坪」「三ノ坪」～「三十六坪」と呼んでいたようである。このような字名は松塩筑においてはここにしか存在しない。

地区内に残っている検地帳でいちばん古いものは延宝2年（1674）のものであるが、明治8年（1875）の絵図に出てくる字名がほとんど載っている。また荒田、大川等の字名は新村・和田・島立地区にかたまっていることも検地帳より知ることができる。なお検地帳からみた東新の字名等は次表のとおりである。

（柳沢 孝雄）

延宝二年甲寅五月十八日（1674年） 信州筑摩郡嶋立組東新村検地帳（新村出張所所蔵）			嘉永三年辛亥年 (1850年) 切添斗代上検地帳	明治八年絵図 (1875年)
・西うら	・道下	・せき添	延宝2年になく、はじめて出てきた字名	はじめて出てきた字名、他は延宝2年の字名と同じ
・たなこ	・北うら	・くね添	棚畠	ツカダ
・星しき添	・中嶋	・沓がた	境畠	タヘイタ
・どう沢	・ゑむじ	▲寺のかいと	木ノ神	文六タ
・志やぐし田	・ざっこた	・荒田	阿王ぢ畠	シバザワ
・一ノ坪	・志やく不	・さかい田	ざっこ畠	ヨコマクリ
・志やく不う	・大畠	・まえ田	中ノ沢	下シバザワ
・南うら	・砂田	▲な可れ		シバザワ
・阿わちこ	・といこ	・さ可い		バタ
・い可里	・どうこう田	・さうぢう田		
・あ可り田	・はゞ下			
・印は明治8年（1875年）の絵図に出てる字名 ▲印は絵図にない字名				



第17図 東新の条里的造構と字名

3. 用水関係古文書

古文書における堰、検地関係の記載はかなりあるが、堰については東新村を中心に、検地については新村、島立について調べた。

(1). 堰関係

『文久三年 五ヶ新用水割元帳、控』⁽¹⁾

鳩立組 北新村、上新村、下新村、南新村、東新村

用水取入口である鳩口年内水揚賃金、笈牛代、同賃金、空俵、分ケロ繕ひ賃など、支出金額を五ヶ村の組頭、庄屋連名で松本藩上条覚左エ門に届け出た控である。支出総額は總銀で壱メ拾九匁三分二厘であり、これを五ヶ村で分担している。中には立合役人の手当、筆墨代まで記されている。この折、東新村では銀武百八拾九匁九分五厘、石高に直して、六百石四斗四升である。

『元治二年正月 御用書留帳』 東新庄村屋、吉左エ門⁽²⁾

4月22日 月番より 南新村、東新村 御用役中様宛文書

大井口が痛み、これまでの二番口からの取入れはおぼつかなくなったので、一番口へ牛ワクを入れ二番口下で、丸長籠で防ぐようにしないと、十分に揚水できない。

『 同 上 御用書留帳』 同 上 「上波田村御普請出入足割」⁽³⁾

10月4日、上条覚左エ門より各村々の庄屋、組頭へ出されたもので、10月6日より9日迄入足合計2,576人で、内高掛は1,288人、低丁割は1,288人である。このうち東新村では46人が高掛、53人が低丁割で計99人が割り当てられている。

この年の5月9日夜には大口が満水のため丸籠が欠落したとあり、また18日夜には大川満水に付き用水路に切込・押流しなどで大変になったので普請にとりかからねばいけないなどの慌しい記録を残している。

このように毎年、雨時には揚水口の補修に追われていたことを窺わせる。

差上申済口内済之事⁽⁴⁾

私共拾ヶ村用水之儀ハ當組三構村地内より梓川を引揚上新村地内。栗林川椿木川と引合ケ引來リ罷在候、然ルぬ北新下新上新右三ヶ村祭禮六月十五日栗林川干川仕入候候、近年度々區々切払川干致候故容易。水引揚兼迷惑仕候ニ付、右様之儀不致候様度々相断置申、当年者區場⁽⁵⁾惡敷区築立等ニ多分入用相掛リ候得ハ、区々手差等被致候⁽⁶⁾、甚難済い多し候間、左様之儀無之様三ヶ庄村屋屢中前廣ニ掛合候候、承知之旨相答へ既ニ三ヶ村役人申聞候ハ、萬一人足共心得違有之候儀⁽⁷⁾雖斗リ自分共⁽⁸⁾罷出可申候間、其村々より茂出役致し吳候様被申候ニ付、十四日夜中荒井村大庭村永田村より頭嶋立町庄村屋身分罷登り候候、夜早宵よ清祥院區芝區所共ニ切落川干仕是等逆ニ三ヶ村役人差圖無之候⁽⁹⁾可致儀⁽¹⁰⁾不奉存、此上大口其外まちまち被手差候⁽¹¹⁾猶々迷惑仕候間横道上⁽¹²⁾參り扣へ居候候、十五日早朝三ヶ村役人人足召連參候候ニ付、先達⁽¹³⁾御示談申談通區々大口等⁽¹⁴⁾手指不申候様掛合候得共三ヶ村役人一向取合不申、夜早時刻移り候間早々取掛リ候様差図致既ニまちを取崩ニカヽリ大口⁽¹⁵⁾人足速参り候ニ付、此方役人暫く差扣へ與候様精⁽¹⁶⁾申候得共一向聞入⁽¹⁷⁾無之利不尽ニ區大口共ニ切落川干仕候ニ付、用水大切

之時節且先述。示談有之候得バ、右様之儀有之間敷存候ニ付、強^ム差留可申存從ニ御座候処、下郷役人を打擲幕拵^ム人足^ム雜言絶言語ニ候儀ニ有之候故、喧嘩等¹およひ候^ム、不容易成ル儀^ム存無拵引取、切崩之場所上御見分御頭ひ申上度²相方³御頭申上候処、相方御利解被仰聞候^バ、組合村々之内。有之候得ハ御厄介⁴相成候^ム、恐入御詮義之儀⁵、相談早々水引揚候様被仰下候ニ付、御利解ニ隨直ニ村々人足召連毎登り、十五日十六日両日大口井區々取扱ひ漸々水門引揚候程之儀^ム、一同難波仕候、且又清祥院まち十四日宵⁶切落し不顧用水專之時節兩度川干仕、其上清祥院まち芝⁷まへ入置候山牛三丁之諸木盜取申候、此節御上様⁸用水之儀^ム、格別御心配被成下置候儀銘⁹承知罷在、尚又当月七日組會合之節三ヶ庄村屋中¹⁰私共村々も相攜ひ得^ム掛合熟談仕候儀^ム相違致し不法之執斗ひ、其上人足共ニ私共村々役人を為致差置候段、三ヶ村役人之心得方共合点參り不申、乍恐此設候吟味致下置候様奉願上候、前条奉申上候用水專之時節不法乱防之川干被致一同難波仕候間以^ム御慈悲¹¹以來川干不仕候様^ム被仰付下置候様^ム被仰付被下置候様幾重¹²奉願上候以上。

此度荒井村外九ヶ村¹³より願書奉願上候^ム、奉申上候、三ヶ村產神岩崎大明神祭禮六月十五日式例¹⁴川^ム分連(れ)候博木川を干川仕川¹⁵致し生贋を奉拂神前^ム神使¹⁶神夫執行仕候仕来^ム、御座候右博木川之儀荒井村外九ヶ村用水路¹⁷御座候得共是迄無差支相濟來り候処、当六月七日北栗林村會合席^ム右拾ヶ村庄屋衆中^ム被申聞候^ム祭礼川干之儀定例^ム、宣敷候得共、博木用水口^ム牛入立置候間多分不引拂候様可心付、尤方此^ム大口^ム勿論區々迄番人差し候間其元村方^ム敷數申達置候^ム、又々同月十四日北栗林村鄉宿會合有之候節、北新村弥市上新村次郎左衛門門籠越候處拾ヶ村役人中^ム被申聞候^ム、川干之儀先例^ム有之候得バ栗林均斗リ干川可致旨被申聞候^ム付、兩人申答^ム候^ム先例^ム被申聞候得共三拾ヶ年以來大口^ム干川仕候儀^ム來リ候得ハ分ケロ^ム干川仕候儀下拙共場^ム御請難出来何れ罷帰り相談仕御答ヘ可申上、乍然差掛之儀何方^ム御返答内横道^ム出役致し候間夫迄接替可被致旨被申聞候間直ニ罷帰り三ヶ新村相談仕候処、是迄大口^ム干川致し無差支済來談得バ當川^ム是迄之形ニ千川仕度相談相決し候ニ付、右之段直ニ傳馬を以横道迄夜中接替仕候^ム、則十五日晚六ツ時三ヶ村之役人并人足召達干川ニ罷登候処、拾ヶ村^ム永田村弥五右衛門大庭村米次郎荒井村与次郎鶴立町村八右衛門身分豊太郎人足召達被出役候^ム付、三ヶ村^ム下新村舊北新村源右衛門弥兵衛上新村次郎左衛門忠太三郎兵衛罷出掛合仕候ハ、昨夜中傳馬を以申上候通大口^ム被入置候笈牛山牛等之儀^ム少^ム手差不為致石屋^ムと之分引拂干川仕度、尚又用水引揚之儀有形之通^ム少^ム無相違三ヶ新村^ム水引揚遣し可申候間是迄之形^ム御承知被下^ム旨無心中候^ム承知被致候間、石屋^ムよりえ分引拂干川仕候得至^ム魚減少^ム漸生贅之分神主之手^ム入候^ム付、直ニ三ヶ村役人世話致し引拂候石屋^ムと之分元之ふより為留約諾無相違用水引揚遣し候処、今般拾ヶ村^ム御願奉申上候^ム大口^ム川干仕候儀強^ム可差留之所、下郷役人を打擲^ム杯と雜言為致候旨奉申上候得共決^ム左様之始末無之一軒十四日夜中横道^ム三ヶ新村^ム接替仕候ハ、早速其段可申上之処、其保持置晚六ツ時罷登り候川干人足を五ツ時過迄留置尚又其上^ム差扣^ム候様被申聞候ハ、全軒時ニ差掛り彼是故障申立定例之川干為相止候心底と乍恐奉存候^ム、尚又區々引拂入立置牛木盜取候杯と不容易儀奉申上

候得共、兼旨村方在數申達置候儀ニ御座候得ハ右様之儀ハ決有之間數儀を是辺も役人差団杯と存外之儀を奉申上、尤是迄清淨院區ニ水抜キ候義ニ上新村北新村用水堰、區々余水田方跡尻等之水一回ニ栗林沢落入下川干川ニ不相成候ニ付、魚取ニ罷出候者共自己ニ水抜候筋牛木流失、有之候就奉察候ハ、是迄及拾ヶ村。蔽重番人被付置候ハ、右様之始末有之間數儀と奉存候、芝區之儀ハ底高ニ石留ニ御座候得ハ右様之儀無之苦ニ奉存候、其上十五日十六日両日相掛り漸水引揚候杯といひ外之儀奉申上候得共既ニ三ヶ新村ニ大口水引揚候後大庭村役人中上新村立祭礼。被參相嘶し候ハ、當年之儀至町寧。用水引揚被呉下鄉ニ無世話安堵と被申候儀、有之承知仕候、然ル乞三ヶ新村ニ乱訪不法之始末仕候杯奉申上候段何等意趣を含三ヶ新村役人を不調法ニ為落入候故、又未熟之者共見掠メ時ニ差掛リ故障申立定例之川干為相止候存念と乍恐奉存候何共当惑至極歎敷奉存候、博木川用水引揚等之儀ハ此上如何様共町寧ニ仕拾ヶ村差支無之様可仕候間、何卒御上様以御慈悲を定例之川干無齋出来仕明神之祭禮先提之通り相調候様拾ヶ村役人中乍恐御利解被下置候様奉願上候、余ハ御尋之節口上、奉申上度偏ニ奉願上候、以上

右之通申立 御吟味中双方役人示談之上熟談仕候趣意左之通

一魚狩之儀ハ以来大口ニ川干致し可申、其年ニ寄梓川禹水ニ番水分水ニ相成候節ハ博木川栗林川内之内片川限り用水差支無之様隔年ニ魚狩致し、外々ニ一切手差申間數事

一大切之用水ニ碍得ハ三ヶ新村より井掛り村々及通達ニ双方役人立會当日朝六ツ時より干川致し四ツ時限り三ヶ新村人足。元通り水引揚聊差支無之様取斗ひ可申事

一清淨院區其外區々聊手差不申候様三ヶ新村ニ屹度心付、心得違ひ之者無之様取斗ひ可申事。

一三ヶ新村之者前ケ條を不相守、又ハ心得違ひ者有之候ハ、拾ヶ村より御訴申上御礼之上如何様被仰付候共少申分無之事

右之通熟談内済仕偏ニ

御威光と難有奉存候、然ル上ハ右一件ニ付以来御願ケ間鋪儀申上間數候間、先達ニ奉差上候願書返答書御下ケ被下置候様奉願上候処、則御下渡被下置難有奉存候、依訴答連印済口證文奉指上候処
仍面如件

鳩立組荒井村願主

長百姓 助右衛門①

天保十一庚子年六月

与頭 与次郎②

庄屋 幸左衛門③

堀米村（以下中略）

上条覺左衛門殿

川干神事に事寄せて、川干をして払区（はらいまち）を切りくずしたことが発端で争いになつたが、両者で和解したので、願書と返答書をお返し下さいといひもので、用水を守るための争い事は多かつたと思われる。

(2) 檢地帳₍₃₎

島立・新村の条里的遺構は東西3km余、南北1.5kmに及ぶが⁽⁶⁾それを面積に直すと約450町歩に当る。次ページに掲載した一覧表の如く慶安・延宝の検地によると二ヶ村では水田で300町歩、畠が112町歩、幕末では水田が427町歩、畠80町歩となり、ほぼ同面積となる。それが昭和20年では671町歩と、116町歩、昭和55年では624町歩と48町歩となり、水田は増えたが、畠は少くなつてゆく傾向が如実に表されている。

(瀬川 長広)

参考文献

- (1)松本市新村出張所蔵書
- (2) "
- (3) "
- (4)松本市新村柳沢氏蔵書
- (5)倉科明正氏等のものより集計
- (6)県遺跡地図

核地一覽表

地名	水田	畠	安 5 年	延 宝 2 ・ 3 年	嘉 永 4 年	水 田	畠	安 政 2 ・ 3 年	慶 応 4 年	水 田	畠	昭 和 20 年	水 田	畠	昭 和 55 年	
三ノ宮	82.3.3	3.7.3.3	町反転歩	町反転歩	町反転歩	町反転歩	町反転歩	町反転歩	町反転歩	町反転歩	町反転歩	町反転歩	9.8.3.3	2.2.4.20	11.3.2.15	2.2.4.20
中村	11.3.2.15	2.2.4.20														
水田	9.9.7.15	2.2.4.26														
荒井	21.2.9.27	4.9.1.10														
大庭	15.6.1.21	3.8.9.13														
小柴	15.6.1.21	1.7.0.26														
稻米	22.6.8.0	5.1.7.12														
南栗林	32.1.0.3	20.2.8.9														
北栗林			3年	10.1.3.27												
鳥立合計			191.3.1.21	59.2.5.6												
北新村			2年													
			30.5.0.3	6.3.8.21												
上新村			17.5.1.18	2.2.7.24												
下新村			21.7.4.9	3.7.8.21												
南新村			30.0.4.27	3.8.3.12												
東新村			16.6.0.3	9.6.4.12												
新村合計			116.4.1.0	25.9.3.0												
総合計			307.7.2.21	85.1.8.6												

結語

既述の如く、筆者は、本遺跡・遺構の発掘調査の責任者として、その責任の重大性に鑑み、調査団の編成時にあたり、その心構えとして第一にこれら遺跡・遺構のある自然環境につき、地質・地形等数々の自然科学的調査結果の上に立って、その上に形成された歴史的遺構・遺跡を考古学的に考究することであり、更にこの二つの基礎調査結果の上に立って、これを文献史の上から如何にとらえるかという事であって、自然・考古の両学より文献史は先行しない事であると調査員諸賢に御願いしておいたのである。

自然環境の方面からの調査は、永年の学績の上に立ち、また先に『東筑摩郡・松本市・塙尻市誌』第一巻「自然」の編纂に関与され、更にその後の、松本地方數ヶ村に亘る村誌編纂に当っては、よくその後の補充調査などの細調査の上に立ち、本遺跡・遺構の調査を巨細に亘って行なわれた調査結果が、上記の如き詳細な結果が得られたものと確信するものである。

考古学上の発掘調査は、今後に行なわれることであろう圃場整備事業や中央高速道長野線の建設や整備事業によって関連するであろう条里的遺構調査の先駆をなす重要なポイントを握る調査であった。特に地表面上に顯われた条里的遺構と地下に埋没したと推定される埋没条里的遺構との関連は、条里の有無に關係するものであった。

この度行なわれた考古学上の調査対象である遺構・遺跡は極めて少く、これをもってその全容の解明は難しいものであるが、そのわずかに発見された住居跡が水田下80cmであり、その遺物などから平安時代後半と見られ、続く集石遺構の性格は不明であるが、その遺構内から発掘された須恵器片にても平安前半との結論を担当者は出しているが、妥当な線であると思う。また遺構に伴うものではないが、水田下140cmから出土した土師器（内黒の土器）は、平安後半の10C代の製作と見られている。以上からしても現地表面、即ち水田はそれ以後梓川の漸次堆積によって生じた地層と見られ、特に現水田の耕作土下には溶脱層がほとんど見られず、その成立は新しいものと推定されるものである。

文献史的調査を担当された方々は、鋭意条里制度の遺構の解明に努められたのであるが、古代・中世史料の極めて少い当方としては、その存在をつき止めるだけの調査結果は得られなかったと見られる。

自然界を研究されている方々の著書や、その見解を見たり聞いたりしてみると、普通水田地帯では、雨水や風芭によって運ばれる1年間の平均的土壤の堆積は1mmであるとされていることから考えてみると、現水田下80~140cmに平安時代の遺跡がある以上、ここ新村条里的遺構とされる水田面は、非常に新しく、延宝2年（1674）の下新村検地帳に見られる「あらた」は、むしろ江戸時代に入ってから開発された水田地帯であろう。少くとも1000年以上に遡る古代の条里遺構ならば現

水田面より平均数100cm以下にその遺構が発見されなければ、これを条里遺構と認定することは出来ないものであろう。

現在日本各地から報告されている条里遺構は、現水田面から見た条里的遺構であって、奈良・平安の千古の歴史を秘めた遺構でない事は、3才の幼児であっても認定することが出来るものであろう。

總て自然学界・考古学界・歴史学界においても科学的究明によって解決される。アイディアや思い付きの史学は科学でない。特に史学的に条里遺構研究者の自重を希望する。（倉科 明正）

図 版



第1図版 空から見た調査地区周辺



第2図版 調査地区全景



水路



水路



水路

第3図版 調査地区周辺



水路



水路



調査風景

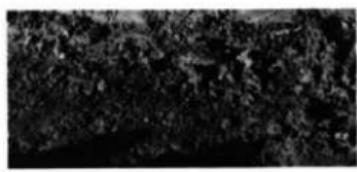
第4図版 調査地区周辺



試 挖

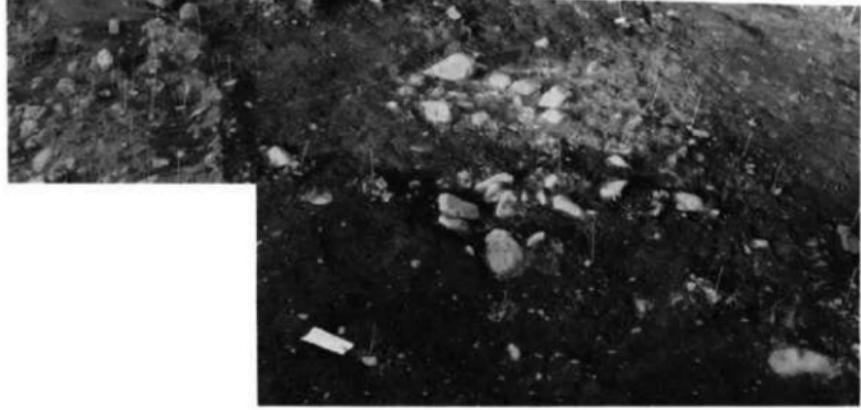
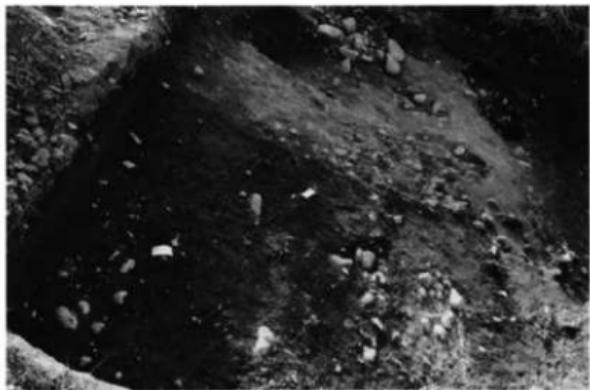


試 挖



地 層

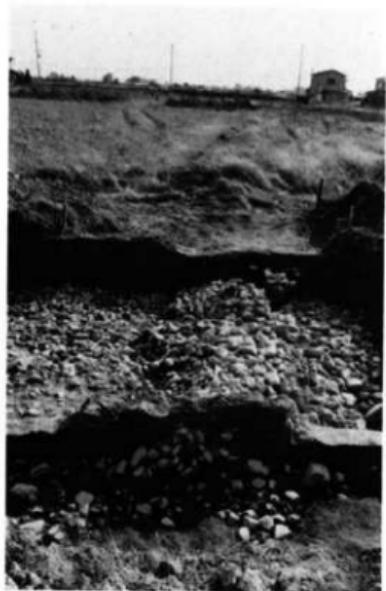
第 5 図版 調査状況



第6回版 第1号住居址



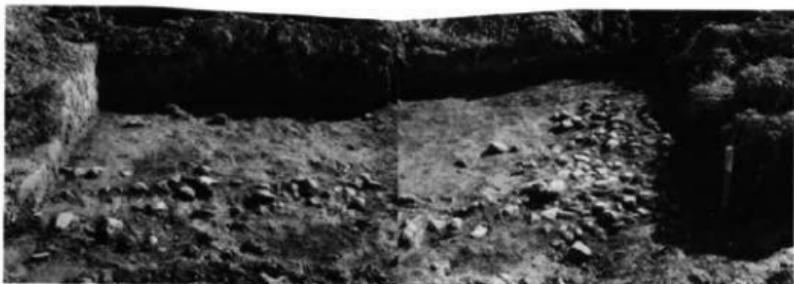
第7図版 第1号住居址



第8図版 C トレンチ集石1



第9図版 C トレンチ集石1



第10図版 C トレンチ集石 2



2



1



3



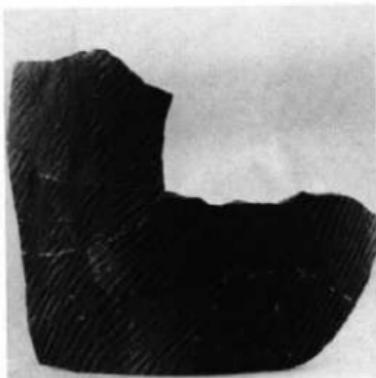
4



5



6

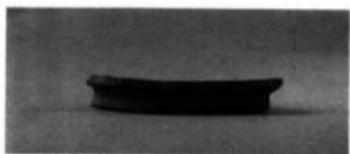


8

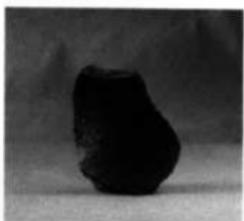


7

第11図版 出土遺物



9



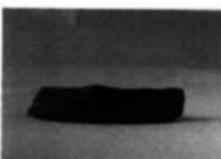
14



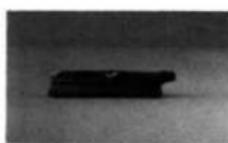
10



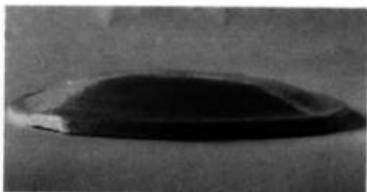
15



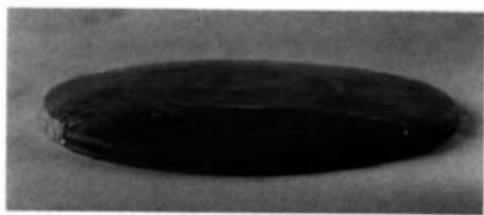
12



13

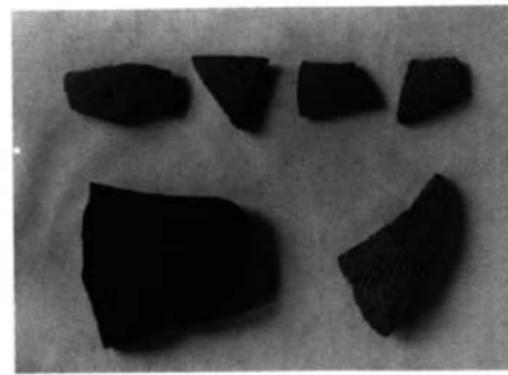
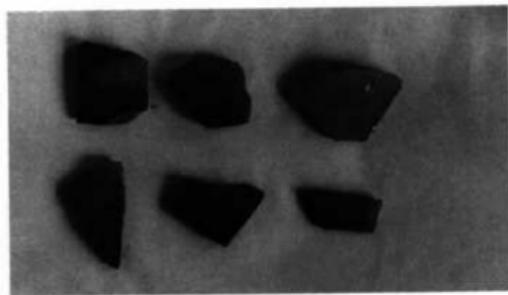
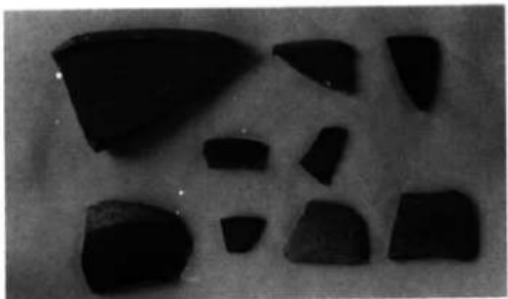


17



18

第12図版 出土遺物



第13図版 出土遺物



第14図版 地質試据

松本市文化財調査報告 No.22

松本市新村条里的遺構

昭和56年3月20日 印刷

昭和56年3月30日 発行

発行 長野県中信土地改良事務所
松本市教育委員会

印刷 電算印刷株式会社

